

石川県中央会 会報

No.2

目 次

第45回 中央会通常総会開催	2
平成12年度 中央会事業について	4
石川県中小企業団体中央会役員名簿	11
中央会表彰式 受賞の方々	12
第24回 青年中央会通常総会開催	15
春の勲章・褒章（会員関係）	16
大規模小売店舗立地法について	17
平成12年度の石川県金融施策について	19
石川県制度金融の金利改正について	22
各市の中小企業金融制度一覧	23
県内の情報連絡員報告（3、4月）	33
平成12年度 中央会事務局体制	38
第52回 中小企業団体全国大会のご案内	40
平成12年度 協同組合同際化推進事業（海外視察研修）のご案内	40
個別専門相談室開設のご案内	41

第45回 中央会通常総会開催

第45回本会の通常総会が去る5月23日（火）の午後3時30分より石川県地場産業振興センター新館コンベンションホールにおいて挙行されました。

当日は、会員376名（委任状出席を含む）が出席し、来賓として石川県知事谷本正憲氏をはじめ、市、商工団体等の関係機関から多数が出席され、盛大にとり行われました。

総会は、安田中央会会長挨拶の後、片岡 清 副会長が議長に選任され、第一号議案「平成11年度事業報告、収支決算、貸借対照表、損益計算書、財産目録、剰余金処分（案）並びに平成11年度特別会計事業報告及び収支決算承認の件」、第二号議案「平成12年度事業計画及び収支予算並びに特別会計事業計画及び収支予算決定の件」、第三号議案「平成12年度会員の会費賦課基準並びにその徴収方法決定の件」、第四号議案「平成12年度借入金残高最高限度額決定の件」、第五号議案「役員選任の件」の五議案が上程され、すべて原案どおり可決承認決定されました。

また総会に先立ち、中央会表彰式が挙行され、永年業界の振興発展に尽くされました役員並びに他の模範となる優良組合及び組合運営の礎となっている組合従業員にそれぞれ石川県知事表彰（優良組合5組合、組合功労者36名、優良専従職員4名）、石川県中央会会長表彰（優良組合11組合、組合功労者61名、優良専従職員12名）及び西川記念賞表彰（2組合）が授与されました。



● 基本方針

わが国経済は、各種の政策効果が浸透、景気は下げ止まりつつあり、緩やかながら改善の傾向にある。

しかし、個人消費の伸び悩みなど最終需要が低迷し、失業率も高水準で推移するなど、先行き不透明感がいまだ払拭されておらず、一進一退の依然として厳しい状況が続いている。

また、中小企業は、経済のグローバル化とＩＴ（情報技術）革命と言われる情報化の進展、下請分業構造を始めとする企業間関係の流動化、ものづくりの基盤である産業集積の弱体化、製配販の垂直的統合等による流通経路の再編、さらには、金融ビッグバンの進行や規制緩和による企業間競争の一層の激化、環境・エネルギー等の制約などの構造的な難題に直面している。

また、昨年度は、中小企業基本法が改定され、政策の基本理念が、従来の生産性等の「格差の是正」から、「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」へと大胆な政策転換が図られ、創業や経営革新等への取組みに対する支援が強化された。

このような環境下にあって、中小企業が競争力を維持強化し、その発展基盤をより強固なものにしていくためには、中小企業組合を中心とする多様な組織を活用し、それぞれの課題解決に相応しい連携の輪を創り、様々な制約要因を自主的に解決していくことが強く求められているところである。

本会では、組合及び組合員が、この様な構造変革に円滑に対応し、経営の維持発展が図られるよう、積極的に支援し、特に本年度においては、特定問題研究会、多角的連携事業、情報化推進研修事業、情報創造発信強化支援事業、中小企業雇用創出支援事業等従来事業の拡充強化に加え、新規事業として組活活性化の一助として女性の感性を導入すべく、組合女性部組織強化支援事業、また、21世紀を展望し、今後における組織化指導のあり方について具体的な行動計画を策定、組織強化のため、鋭意、努力していくことといたしております。

● 重点活動目標

１．新時代の中小企業を強力に支援する組織化活動の積極的展開

未組織中小企業の組織化推進

新制度の活用等による既存組合の新規事業展開の積極的推進

商工組合の活性化、業界組織の見直し・再編への指導・支援の強化

「緩やかな連携」等の「多角的中小企業連携」支援への積極的取組み

２．組合等への情報化指導・支援の強化

３．青年部活動への指導・支援の強化

４．組合女性部活動への支援強化

５．中央会21世紀ビジョンの策定

６．中小企業の創業並びに経営革新に対する指導・支援の強化

７．環境・安全・リサイクル等社会的要請への対応に対する指導支援の強化

８．中小企業の創造的事業活動に対する指導・支援の強化

９．ものづくり基盤強化への指導・支援の強化

10．中心市街地活性化等街づくり推進への協力支援及び中小小売商業、サービス業の育成振興

11．中小卸売業の育成振興と中小企業物流効率化の推進

12．下請中小企業及び下請組合に対する指導・支援の強化

13．官公需受注確保対策の推進

14．製造物責任（ＰＬ）制度対策の促進

15．中小企業の国際交流の推進

平成12年度 中央会事業について

● 指定事業

1) 組合等の指導事業

1. 実地指導事業

一般実地指導

組合等からの相談及び指導の依頼に対して、機動的に対応することにより組合運営の円滑化を図る。

不振組合の実地指導

不振組合に対し、組合活動の活性化、健全化を図るための再建指導を行う。

監査指導

組合の健全な発展を図るため、組合事業、経理、組織等について監査指導基準に基づき監査指導を行う。

2. 窓口相談事業

組合の設立並びに組織、運営及び事業等に関する各種の問題について相談室を常設し相談に応ずる。

3. 指導資料の作成整備

相談指導業務並びに組織化推進のための資料及び中央会事業活動のPRに関する資料を作成配布するとともに、組合等諸般の問題に関する資料の収集に努め組合等の利用に供する。

2) 地域産業実態調査事業

1. 組合特定問題実態調査

中小企業労働事情実態調査

県内の中小企業における労働事情を的確に把握するため実態を調査し、労働指導上の資料とする。

事業協同組合実態調査

石川県の事業協同組合における組合運営について調査、その実態把握に努めると共に今後の組織化指導に資する。

2. 多角的連携指導強化事業

従来の組合設立のみならず、共同出資会社、任意グループ等多様な中小企業のネットワーク形成を視野に入れた組織化支援を図るため、指導マニュアルの策定や試験的指導事例の蓄積による当該組織のニーズ等を踏まえた指導ツールの開発研究等を実施する。

3. 組合特定問題研究会

懇談会の開催

地域別又は業種別組合を対象に組合運営、組織化、近代化、サービス業、商店街、下請、商工組合、地域活性化、伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する。

研修会の開催

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化及び組合人材養成、品質・技術向上、組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する。

3) 中小企業活路開拓調査・実現化事業

1. 労働環境改善フィージビリティ調査事業

組合が中心となって労働環境改善のための研究を進め、その実現性、具体的手法についてのフィージビリティ調査を行うための経費を助成する。

2. 中小企業イメージ改善促進対策事業

中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、組合を中心として行う調査研究・指導事業、具体化試験事業、公開事業等を行うための経費を助成する。

3. 活路開拓ビジョン調査事業（一般枠）

経済的社会的環境の変化に対応するため、組合が中心となって共同で新たな活路の開拓を図るために調査研究を実施し、組合及び組合員の事業に関する将来ビジョンを策定する

経費を助成する。

4) 組合等中小企業連携組織活性化情報提供事業

1. 組合活性化情報提供事業

組合運営の活発化、活性化を図るため、国・県の各種施策、組合運営の事例、景況等の情報を組合や組合員に提供する。

5) 組合指導情報整備事業

中央会が的確かつ迅速に指導業務を遂行するため、コンピュータを活用して各種情報を体系的に整備・蓄積する。

6) 組合情報化推進研修事業

経済・社会の急速な情報化の進展に伴い、組合及び組合員の情報化を一層促進するためにパソコン実技に関する研修を実施し、組合及び組合員の情報化の推進を図る。

7) 中小企業景況調査事業

組合役職員に調査を依頼し、地域、業種、規模別等の中小企業の景況並びに経済動向について定期的に収集、集計分析し中小企業施策及び企業経営の資料として活用する。

8) 組合活性化情報事業

1. 資料収集加工事業

新技術開発、情報化への対応等の組合が行う効果的な共同事業に関して先進的組合の事例を調査研究し、資料化する。

9) 官公需資料作成普及事業

中小企業に対する官公需に関する発注情報及び落札状況等の情報を収集、資料として作成し関係組合へ提供する。

10) 中小企業団体情報連絡員設置事業

中小企業及び業界の動向・問題点等を的確に把握するため各業種又は地域組合の役職員を連絡員に委嘱し、情報又は要望等を収集し

関係機関等へ提供する。

11) 組合情報ネットワーク化事業

組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する。

12) 中央会間情報ネットワーク運営事業

情報技術の急速な進展に伴い、これまで各種の事業を実施してきたが、高度情報化時代に対応するため、組合等からの多様なニーズに的確に対応することにより中央会の組合等に対する指導機能を強化するため、各中央会間及び各指導員間に分散された指導情報を共有するとともに迅速な情報処理を可能とする情報ネットワークを構築する。

13) 中小企業情報創造発信強化支援事業

業界情報の結節点である組合が個別中小企業及び業界等の情報を収集し、これを中央会自体の有する情報と併せて業種別・地域別に分類された中小企業データとして、インターネットを通じ全国に公開することにより、中小企業の情報発信機能を強化し、企業間の出会いの機会拡大を図る。又、組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する。

14) 中小企業雇用創出支援事業

雇用機会の開発のため、組合のネットワークを活用して人材の受け入れ・求人を希望している中小企業の情報の収集を行い、インターネットホームページ及び情報誌等を通じた求人情報の提供を行うとともに、個別企業と就職を希望する者を一同に会する合同企業説明会を開催する。

15) 組合等中小企業連携組織指導事業

1. 個別専門指導事業

中小企業が正確な経営情報を獲得し適切な経営判断を行っていくことを支援するため、組合、中小企業の任意グループ、共同出資会社及び公益法人を対象とし、専門家を活用して高度な指導ニーズに対応する事業等の個別相談に応ずる。

2. 多角的連携組織指導事業

新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発に努める。

3. 組合情報化現地指導事業

組合の情報ネットワーク化に意欲的に取組もうとする組合等に対し、直接現地に出向き専門家による指導を行う。

4. 組織化集中指導事業

組合、任意グループ及び共同出資会社等を対象に専門家を継続・集中的に組織化、組合運営の活性化を図るため、特定分野融合化、地域産業おこし、構造改革の集中指導に関するテーマについて実施する。

5. 講習会開催事業

組合管理者等講習会の開催

組合等の組織及び運営並びに経済情勢等に関して組合役職員の啓蒙と理解の増進を図るための講習会を行う。

組合青年部講習会の開催

組合青年部並びに青年経営者を対象に講習会を開催し、青年経営者の組織化の促進と組合活動の拡充強化を図る。

組合青年部研究会の開催

組合青年部の活動を促進するため研究会を開催する。

6. 中小商業活性化支援事業

中小商業活性化事業に取り組む商店街組合等に対し、事業の円滑な実施を図るための支援、指導を行う。

16) 組合等中小企業連携組織調査開発等支援事業

1. 組合マーケティング強化対策事業

中小企業者が需要の多様化等に迅速かつ適切に対応した事業活動を行うため、組合が行う需要動向把握のためのマーケティング事業に対して助成する。

2. 活路開拓ビジョン調査事業（リフレッシュ枠）

新しい経済環境の変化に即応した組合事業の拡充強化のため、組合青年部を中心として組合が行う、調査・研究、中・長期ビジョンの作成、成果の普及事業に対して助成する。

3. 組合情報化促進企画調査事業

中小企業者が組合を基盤として情報ネットワーク化を企画しようとする場合、その手法・手順等を検討、模索し先進事例を研究するなど、ネットワーク化のための企画、調査等の事業を実施する組合に対して助成する。

4. 多角的連携組織開発支援事業

新商品等の開発を目的として、中小企業が交流、連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、経費を支援する。

5. 組合自主研修への助成事業

中小企業が経済環境の変化等に適切に対応していくためには有能な人材を養成することが必要不可欠であり、組合が行う研修事業に対して経費を助成する。

17) 組合等中小企業連携組織交流促進事業

1. 組合青年部活動推進事業

組合青年部懇談会の開催

組合青年部活動の啓蒙普及と組合青年部の組織化を促進するため懇談会を開催する。

組合青年部県大会の開催

組合青年部、未設置組合の青年経営者及び後継者が一同に会し、青年部活動の成果発表、意見交換を通じて組合青年部間の相

互啓発と連携強化を図るため県大会を開催する。

組合青年部交流会の開催

青年部間の相互啓発と連携強化並びに異業種交流による組合事業の新展開に資するための交流会を開催する。

2. 地域融合化開発成果普及事業

融合化組合及び異業種交流グループ等の相互啓発、交流の地域的広がり、ネットワーク化の形成等交流を促進するために開催する。

3. 多角的連携組織交流促進事業

多様な形態の中小企業ネットワークの連携を促進するため、連携を行おうとする中小企業が一堂に会し、交流会を開催、新たな連携対象の探索及び円滑な組織化への方策について研究する。

● 特定指導事業（全国中小企業団体中央会補助事業）

1) 小企業者組織化指導

1. 小企業者組織化特別指導

小企業者組合及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等につき実地指導相談等を行うと共に実態を把握し、対応策の検討を行う。

2. 小企業者組織化特別研究会への参加

3. 小企業者組織化特別講習会の開催

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象に組織制度、事業、経営等の講習会を開催する。

4. 組合研究集会に対する助成

小企業者組合が行う組織強化、運営の向上、事業の発展向上のための組合研究集会に対して助成する。

5. モデル組合の指定及び助成

小企業者組合のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定すると共に、教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対し助成する。

2) 官公需受注対策事業

中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的解決策をさぐり発注の拡大に資する。

3) 調査研究事業

特定指導事業推進及び成果向上のための調査研究を行う。

● 中小企業団体等指導事業

1) 組織化指導事業

1. 組合設立指導

組合等の設立にあたり、組織化の意義、法、制度、運営方法等について十分な理解を得るため、指導体制の強化を図るとともに各種資料の整備を図る。

未組織業者に組織化の重要性を啓蒙し、設立手続き全般にわたり指導するとともにパンフレット、説明資料等を作成配布する。

2. 組合運営指導

組合の組織、運営、管理等に関する諸問題の相談について、迅速に対応し早期に解決を図るため、指導体制の拡充強化を図る。

3. 小規模組合、産地組合振興対策

地域経済社会において小規模組合、産地組合は重要な役割を担っており、これら組合の活性化は地域振興に不可欠である。このためこれら組合の健全な育成を図るため、きめこまかな指導と組合関係者等との緊密な懇談研究に努める。

又、小規模組合に対しては、運営が軌道に乗る間重点継続指導が必要であり、これの強化に努める。

4. 地域中小商業対策

景気の低迷、消費者ニーズの多様化、大型店の進出等に伴う商業環境の変化に対応するため、商店街、業界単位で取り組む組合に対し研究会、情報提供等を通じ支援、指導する。

2) 組合育成強化事業

1. 制度金融普及

中小企業、組合等の財政基盤確立のため各種金融制度、保証制度等の有効活用が重要であり、これら制度の普及を図る。

2. 高度化推進事業

高度化、近代化及び構造改善事業の計画組合に対して、関係機関と連絡調整をとりながら、その内容等について調査研究し、効果的な高度化事業の実施を指導する。

又、高度化事業をすでに実施している組合に対しその運営状況等の実態を調査し、円滑な運営を確保するため指導する。

3. 組合交流促進事業

地域内組合及び異業種間の交流を通じて、組合が抱える諸問題や地域振興対策等について情報の交換を行うことにより、新商品、新市場の開拓と組合指導者の人的交流の拡大を図る。

3) 情報提供事業

中小企業や組合等の運営に必要な各種情報を、行政庁、業界団体、研究機関等より収集整理し、情報誌として随時発行する。

4) 調査研究事業

1. 組合実態調査

中小企業関係組合の実態を把握し、今後の組合指導と組織化を促進するため調査を実施し団体名簿を作成する。

2. 中小企業便覧の作成

各種の制度金融、保証制度及び政府系金融機関等に関する知識の普及を図るための手引書を作成し、配布する。

● 協同組合等強化事業

1) 指導事業

1. 組織化強化事業

業界及び地域経済の現況並びに今後の動向等を把握すると共に、随時、関係機

関との連絡調整を図る。

中小企業関係組合制度の普及と組織化の意義、必要性を周知徹底させると共に全般的な指導を行う。

既設組合の体質強化と運営の円滑化を図るため、各種相談に応ずる。

2. 近代化促進事業

業界及び地域経済を把握すると共に、随時、関係諸機関と協議、研究会を開催し、その調整を図る。

近代化諸制度の周知を図ると共に計画組合の事業内容を調査、指導し、研究会等を実施、その円滑化を図る。

3. 金融指導事業

商工中金並びに政府系金融機関との連絡を密にし、組合並びに組合員の金融の円滑化を図る。

各種金融制度並びに保証制度の周知を図るため、資料の作成・普及、懇談会及び実務研修会等を開催する。

4. 労働指導事業

組合並びに組合員の労働環境の改善を図るべく、現地での指導強化と共に、労働法をはじめ労働関係諸制度の周知に努める。

5. 経営改善指導事業

組合等が経営環境の変化に適応、活性化するための経営改善指導の相談室を設置し、定期的実施する。

又、必要な場合は現地集中指導を行う。

6. 共済制度推進事業

中小企業倒産防止共済制度を始めとする各種共済制度の普及と加入促進を図り、中小企業経営の安定を図る。又、倒産防止共済復託団体の育成強化を図る。

2) 人材養成事業

組合役職員を対象に経済・社会・労働等に関する研修会を開催する他、組合が行う講習会、研修会等に対し、講師を斡旋、資料を配布し、その内容の充実を図る。

又、組合役職員及び中央会職員が先進事例を視察研修することにより、業界育成と指導員の資質の向上を図る。

3) 調査研究事業

1. 調査事業

中小企業及び組合の健全な発展のため必要な事項について調査を実施、必要に応じ研究会を開催する。

2. 資料刊行事業

中小企業関係の各種情報を収集、又は加工し、会報等として発行する。

4) 振興事業

1. 中小企業振興事業

組合業務の啓蒙等を行うため地域代表者との懇談会を開催する。

優良組合、組合功労者等の表彰を行うことにより意識の高揚を図る。

中小企業施策拡充のため全国大会及び全国会議へ参加する。

2. 企画調整事業

組合の安定的発展を図るため業種あるいは目的別の委員会を設置、研究討議を行う。

3. 厚生事業

組合及び組合員企業に従事する従業員の福利向上のため健康推進大会を開催する。

5) 経営戦略相談事業

経済社会の国際化、高度情報化、技術革新、高齢化の進展に伴い、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しているが、こうした環境変化に対応し、円滑な産業構造改革の推進、新しい活路開拓、組織の活性化を図るため、組合の代表者（理事長）を対象に経営戦略について相談を行う。

6) 地域産業協同活性化ネットワーク事業

地域産業の活性化を図るには、各地域の企業が有する固有の技術・経験を活用し、更に

業種を横断し有機的に連携させ集積を高めることにより、新たな事業化を生み出していくことが有効であると同時に情報化機能を高度化することを契機に、地方公共団体、経済団体等と協力し、集中機能を持ったセンターを設置することにより中央会の組織化支援機能の強化を図る。

7) 組合青年部強化支援事業

青年中央会では、青年部間の交流事業及び研修事業等により自己研鑽と能力開発に努めているが、今後、県産業界の中核を担うためには、これまで以上に経営能力向上のための取り組みが必要であり次の事業を実施する。

1. 青年経営者能力強化事業

各組合青年経営者の更なる資質の向上と経営能力の開発を図ることを目的に、研修会を開催する。

2. 青年部連携強化事業

各青年部間（主に異業種）の連携強化を図り、新分野進出、新製品開発等のための研究会を開催する。

3. 青年部人材育成事業

各組合青年部間の交流を促進し、相互が抱えている業界の問題点や経験等について意見交換を行い、その問題解決を図ることを目的に、グループ懇談会を開催する。

8) 協同組合国際化推進事業

中小企業の国際化を推進するため貿易、海外投資についての情報を組合等を通して提供するとともに、その知識、ノウハウを研究会の開催、専門家の派遣、現地調査の協力等を通して指導する。又、中小流通業者が海外商品の調達力の強化、輸入の円滑化を図るには共同で取り組むことが効果的であり、その体制作りについても支援する。

あわせて外国人研修生の受入れを希望する組合に対し、受入れのための情報、問題点等を事例を含めて提供するとともに、必要に応

じ現地調査を実施する。

9) 環境適応対策事業

近年産業廃棄物の適正な処理とリサイクル（有効な資源）の問題が大きくクローズアップされ、大きな社会問題として提起されている。そこで、組合がこの問題に関してどの程度の関心と把握力を持っているか、共同運搬、共同処理及びリサイクルがどの程度まで進展しているのか、その実態について把握、関係法律等の周知徹底、事例研究等をし、意識の高揚とリサイクル事業共同化への可能性について研究する。

10) 組合女性部強化支援事業

激変する中小企業経営環境の中、あらゆる業界において女性の活躍は必要不可欠であり、組合女性部の設置を推進し、女性部間の交流事業及び研修事業により自己研鑽と能力開発を図るため次の事業を実施する。

1. 組合女性部交流促進事業

組合女性部間の交流を促進し、相互に抱えている業界の問題点や女性部活動の経験等について意見交換を行うなど、相互啓発と連携強化を図るために実施する。

2. 組合女性部啓蒙・指導事業

組合女性部の啓蒙普及と組合女性部の組織化を促進することを目的に女性部結成運営マニュアルを作成するとともに懇談会を開催する。又、女性部に対する指導事業を行う。

3. 女性経営者能力開発事業

組合女性部の結成・活性化を図るには、まず女性経営者の育成を図ることが肝要であり、このため女性経営者等を対象にした研修会を開催する。

11) 石川県中小企業団体中央会21世紀アクションプログラム策定事業

経済社会情勢の構造的変化や中小企業構造の変化に伴い、中小企業組合の組織や事業等

のあり方が変化している中で、本県の特性を踏まえつつ、石川県中央会が今後の中小企業連携組織の指導をどのように進めていくかの検討を行い、具体的な行動計画（アクションプログラム）を策定する。

1. 策定委員会の開催

21世紀アクションプログラム策定にあたって、策定委員会を設ける。委員会は中央会指導員、学識経験者、組合・中小企業者代表、行政機関職員、金融機関職員等で構成する。又、その下部組織として作業部会を設ける。

2. 報告書の作成

策定委員会での検討を基に組合等中小企業連携組織の指導において本アクションプログラムに沿った行動ができるように、具体的な報告書を作成し、日常的に活用するとともに関係機関に配布する。

石川県中小企業団体中央会 役員名簿

○ 会 長 安 田 隆 明

○ 副 会 長 五 嶋 耕太郎 輪島漆器商工業協同組合
石 動 隆 信 株式会社イスルギ
片 岡 清 石川県電器商業組合
片 岡 岐 及 北陸鉄工協同組合
丹 後 清 丸上織物工業協同組合
大 橋 昌 寛 金沢中央信用組合
宗 廣 満 夫 協同組合金沢問屋センター

○ 専務理事 河 内 宏 石川県中小企業団体中央会

○ 理 事

繊維関係

大 幸 友五郎	加賀市織物協同組合	梶 富次郎	石川県織物工業協同組合
上 地 忠 儀	石川県染物商工業協同組合	藤 本 市 洋	小松原系織物商業協同組合
大 沼 利 洋	石川県輸出縫製品工業協同組合	西 川 雅 弘	加能織物工業協同組合
西 紀 幸	小松織物工業協同組合	田 村 清 健	石川県撚糸工業組合

鉄工関係

梶 正	石川県鋳物工業協同組合	越 村 克 男	協同組合石川中央鉄工センター
金 田 喜 友	石川県プレス工業協同組合	明 石 巖	石川県鉄工団地協同組合
加 納 實	小松鉄工機器協同組合	中 村 健 一	協同組合アイケイケイ
亀 田 亮 彌	石川県第三機器協同組合	村 田 信 親	金沢城西機器工場団地協同組合
小 倉 慶 春	石川県運搬車輛機器協同組合		

建設・木材関係

北 川 晶 夫	石川県管工事協同組合	田 中 一 郎	石川県造園業協同組合
真 柄 敏 郎	石川県総合建設業協同組合	向 出 勉	石川県生コンクリート工業組合
山 田 義 次	金沢木材協同組合	米 沢 外 秋	石川県電気工事工業組合

商業関係

須 賀 雅 也	片町商店街振興組合	砺 波 襄	金沢繊維卸商協同組合
田 中 千 隼	石川県医薬品小売商業組合	畑 博	横安江町商店街振興組合
鈴 木 弘	石川県石油販売協同組合	原 喜 啓	金沢中央水産物卸協同組合
小 西 國 夫	ウイング北陸総合衣料商業協同組合	水 辺 博	株式会社みずべ
須 田 幹 雄	石川県青果食品商業協同組合連合会	小 畑 四 郎	近江町市場商店街振興組合
林 貞 夫	金沢魚商業協同組合	越 田 隆 幸	石川県中古自動車販売商工組合
中 川 外志博	金沢酒販協同組合	大 井 一 星	株式会社大和ハウジング

特産品・食料品関係

齊 官 邦 夫	山中漆器連合協同組合	日根野 栄 蔵	石川県菓子工業組合
中 田 他家男	石川県陶磁器商工業協同組合	金 谷 信 彦	石川県パン協同組合
直 江 茂 行	石川県醤油協同組合連合会		

金融・出版印刷・サービス・融合化その他関係

若 林 武	石川県貨物運送協同組合連合会	架 谷 憲 洋	石川県自動車整備商工組合
大 井 徳 秀	和倉温泉旅館協同組合	桂 田 圭 介	山中温泉旅館協同組合
劔 莊 好治郎	石川県理容環境衛生同業組合	森 岡 吉 男	社団法人石川県ニュービジネス創造化協会
木呂場 洋 介	金沢市旅館協同組合	高 桑 秀 治	石川県印刷工業組合
黒 保 憲 吉	石川県ビルメンテナンス協同組合		

○ 監 事

石 田 拓 郎	かしま商業開発協同組合	三 森 義 佐	株式会社アポロン商事
戸 水 義 雄	石川県板金工業組合	山 田 勝 二	尾張町商店街振興組合
柏 野 伝 一	松任市建設業協同組合		

は新任の役員の方々 （順不同）

中央会表彰式 受賞の方々

石川県知事表彰

《優良組合》

(組 合 名)	(代表者名)	(組 合 名)	(代表者名)
金沢市建築板金協同組合	木 沢 敬	協同組合コミュニティショッピングプラザ小松	武 部 興 和
金沢輸送利用協同組合	栗 本 好 庸	金沢市湯涌温泉観光事業協同組合	山 下 彬
加賀江沼青果食品商業協同組合	大 野 外志男		(順不同)

《組合功労者》

(氏 名)	(組 合 名)	(氏 名)	(組 合 名)
中 室 勝 郎	輪島漆器商工業協同組合	黒 梅 吉 英	協同組合金沢問屋センター
松 中 滋	加賀市織物協同組合	田 村 憲 司	協同組合金沢問屋センター
駒 井 信 一	石川県石油販売協同組合	南 保 祐 一	近江町市場商店街振興組合
山 本 勝 一	石川県織物工業協同組合	池 田 利 雄	石川県溶接工業協同組合
中 村 聰 明	石川県織物工業協同組合	山 本 良 三	石川県鉄屑加工処理工業協同組合
笹 川 修次郎	石川県織物工業協同組合	高 橋 幸 男	石川県鉄屑加工処理工業協同組合
上 田 政 信	石川県織物工業協同組合	森 哲 尾	石川県プラスチック成型加工工業協同組合
清 水 守	石川県織物工業協同組合	林 治 雄	石 川 県 板 金 工 業 組 合
森 初 男	石川県繊維資材工業組合	中 村 正 春	石川陸上輸送協同組合
田 村 博	石川県運搬車輛機器協同組合	山 下 実	金沢市中華料理協同組合
桂 田 圭 介	山中温泉旅館協同組合	荒 木 進	石 川 県 鍍 金 工 業 組 合
吉 田 彰	石川県タイヤ商工協同組合	浅 下 昭 彦	石 川 県 鍍 金 工 業 組 合
長 井 勇	石川県プレス工業協同組合	清 水 清 治	鶴 来 建 設 工 業 協 同 組 合
大久保 賢 司	石川県プレス工業協同組合	向 出 勉	石川県生コンクリート工業組合
須 田 幹 雄	金沢市青果食品商業協同組合	津 田 正 則	協同組合石川中央鉄工センター
吉 田 幸 治	石川県製紐工業協同組合	下 川 憲 史	協同組合石川中央鉄工センター
多 田 成 喜	協同組合金沢問屋センター	森 田 明	石川県シーリング工事協同組合
若 林 智 雄	協同組合金沢問屋センター	小 倉 晃	小 倉 織 物 協 同 組 合
			(順不同)

《優良専従職員》

(氏 名)	(組 合 名)	(氏 名)	(組 合 名)
安 江 悦 子	金沢市青果食品商業協同組合	水 越 雅 枝	石川県自動車整備商工組合
清 水 茂 樹	石川県自動車整備商工組合	高 田 恵 子	石川県森林整備協同組合
			(順不同)

西川記念賞表彰

《優良組合》

(組 合 名)	(代表者名)
石川県農業機械商業協同組合	浦 紀 男
協同組合金沢木工センター	越 田 和 夫
	(順不同)

西川記念賞表彰の沿革

昭和31年5月、故西川外吉氏より本会へのご厚志を基とし、ご寄贈の趣旨を体して、永くこれを記念して、中小企業の振興発展に多大の業績のあった団体または個人を表彰している。

石川県中小企業団体中央会会長表彰

《優良組合》

(組 合 名)	(代表者名)	(組 合 名)	(代表者名)
協同組合金沢トラックステーション給油所	林 修	石川県商店街振興組合連合会	畑 博
穴水建設業協同組合	白 坂 重 美	白峰村環境整備事業協同組合	山 田 喜 一
石川県書店商業組合	森 井 清 城	石川県牛乳事業協同組合	廣 田 豊 春
石川県ビルリフォーム協同組合	諸 橋 茂 一	羽咋市商業協同組合	操 川 政 弘
山代温泉通り商店街振興組合	大 畑 茂 紀	松任市商業開発協同組合	村 山 克
石川県エルピーガス羽咋保安センター協同組合	西 川 勝 美		(順不同)

《組合功労者》

(氏 名)	(組 合 名)	(氏 名)	(組 合 名)
惣 領 誠 司	輪島漆器商工業協同組合	前 田 満 子	石川県美容業環境衛生同業組合
中 越 茂 一	北 陸 鉄 工 協 同 組 合	中 野 由紀子	石川県美容業環境衛生同業組合
土 肥 志 朗	北 陸 鉄 工 協 同 組 合	徳 山 幸 子	石川県美容業環境衛生同業組合
伍 藤 紀 堪	石川県箔商工業協同組合	宮 本 幸 雄	小松繊維商業協同組合
北 川 廣 和	石川県第二機器協同組合	南 治 男	石 川 県 畳 商 工 組 合
鈴 木 賢 二	石川県織物工業協同組合	藤 本 静 雄	金 沢 撚 糸 工 業 協 同 組 合
盛 本 祐 次	石川県織物工業協同組合	塩 本 三 郎	金 沢 撚 糸 工 業 協 同 組 合
西 川 雅 弘	石川県織物工業協同組合	小 林 一 孝	住 吉 工 業 協 同 組 合
越 沢 総 一	石川県織物工業協同組合	松 尾 正 尋	石川県ゴム入織物工業協同組合
矢 地 碩 史	石川県織物工業協同組合	塚 林 治 雄	小松鉄工機器協同組合
須 谷 晋 也	山中温泉旅館協同組合	山 口 徹	小松鉄工機器協同組合

(氏 名)	(組 合 名)	(氏 名)	(組 合 名)
中 森 茂 範	小 松 鉄 工 機 器 協 同 組 合	寺 西 弘 道	石川県自動車電装品整備商工組合
西 登 茂 一	小 松 鉄 工 機 器 協 同 組 合	池 尾 清	金 沢 市 中 華 料 理 協 同 組 合
西 田 秀 昭	中 部 編 レ ー ス 工 業 協 同 組 合	牛 平 外 次	金沢中央市場発送仲卸協同組合
永 栄 久	金 沢 酒 販 協 同 組 合	蕪 城 克 幸	石 川 県 瓦 工 事 協 同 組 合
津 田 一 郎	金 沢 酒 販 協 同 組 合	山 田 章 人	白 嶺 機 器 協 同 組 合
佐 藤 武 志	金 沢 酒 販 協 同 組 合	村 谷 外 博	白 嶺 機 器 協 同 組 合
今 村 清 彦	近江町市場商店街振興組合	坂 本 賢 一	七尾商業団地事業協同組合
田 中 照 夫	近江町市場商店街振興組合	塚 本 幹 雄	小 松 鉄 工 団 地 協 同 組 合
山 本 清 昭	石 川 県 溶 接 工 業 協 同 組 合	山 崎 外 喜 雄	山 中 木 製 漆 器 協 同 組 合
石 田 武	金 沢 中 央 水 産 物 卸 協 同 組 合	小 谷 定 康	石川県スクリーン印刷協同組合
越 田 章	金 沢 中 央 市 場 青 果 卸 売 協 同 組 合	能 沢 嘉 明	石川県自動車整備商工組合
東 文 太 郎	九 谷 焼 販 売 協 同 組 合	越 村 収 一	近江町中央小売協同組合
吉 田 正 一	九 谷 焼 販 売 協 同 組 合	酒 谷 正	近江町中央小売協同組合
中 村 富 行	石 川 県 鉄 工 団 地 協 同 組 合	坂 下 重 雄	飯田港共同店舗事業協同組合
清 水 芳 満	石 川 県 鉄 工 団 地 協 同 組 合	日 野 知 明	飯田港共同店舗事業協同組合
中 川 亮	石 川 県 イン テ リ ア 事 業 協 同 組 合	富 山 一 夫	協同組合羽咋市建設業協会
越 田 辰 夫	石 川 県 板 金 工 業 組 合	新 谷 繁 隆	能登生コンクリート協同組合
松 井 勝 二	石 川 県 板 金 工 業 組 合	林 直 樹	能登生コンクリート協同組合
表 光 雄	石川県自動車電装品整備商工組合	武 部 守 男	レミット・グループ協同組合
岩 田 次 夫	石川県自動車電装品整備商工組合		(順不同)

《優良専従職員》

(氏 名)	(組 合 名)	(氏 名)	(組 合 名)
西 島 真 寿 美	ウイング北陸総合衣料商業協同組合	太 佐 正 浩	飯田港共同店舗事業協同組合
米 沢 新 哉	九 谷 焼 販 売 協 同 組 合	越 村 一 功	石 川 県 土 質 研 究 協 同 組 合
徳 浜 洋 子	石 川 県 鉄 工 団 地 協 同 組 合	石 田 ユ キ 子	協同組合石川中央鉄工センター
西 田 恵 子	石 川 県 鉄 工 団 地 協 同 組 合	辻 康 子	レミット・グループ協同組合
川 寄 亨	石 川 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合	岩 倉 和 博	石 川 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
浦 る り 子	石 川 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合	見 谷 貴 夫	石 川 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
			(順不同)

第24回 青年中央会通常総会開催

平成12年度青年中央会通常総会が5月27日（土）ホテル日航金沢において100人を超える出席者のもと開催されました。

総会は、深沢理事の進行により開催、中村会長の挨拶のあと、来賓紹介があり、議長に中村会長を選任し、第一号議案「平成11年度事業報告書、収支決算書並びに剰余金処分（案）承認の件」、第二号議案「平成12年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件」、第三号議案「平成12年度経費の賦課並びに徴収方法決定の件」、第四号議案「役員改選の件」の四議案が上程され、すべて原案どおり承認可決されました。なお、役員改選では、新会長に長池正氏（石川葉業青年会）が選任されました。

総会終了後、別室に移り、懇親交流会が行われました。

平成12年度事業計画

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 1. 講習会、研究会、懇談会、
交流会、県大会の開催 | 4. 調査研究事業 |
| 2. 青年部強化支援事業 | 5. 情報提供事業 |
| 3. 情報ネットワーク事業 | 6. 親睦交流事業 |
| | 7. 全国、東海北陸ブロック事業 |

平成12年度青年中央会役員

会 長 長池 正 石川葉業青年会

副会長	松本 雅之	近江町市場商店街振興組合青年部	阿部 広幸	石川県パン協同組合青年部会
	宮谷 隆之	片町商店街振興組合青年部	黒川真一郎	北陸鉄工協同組合青年部

理 事	深沢 大	南加賀異業種相互共同開発協議会	柚木 賢	石川県電気工事工業組合青年部
	諸江 憲造	石川県板金工業組合青年部会	東 他喜男	小松鉄工機器協同組合青年部会
	石小 充博	山中漆器工場団地協同組合青年部	竹原 浩	輪島漆器青年会
	長井 勉	石川県プレス工業協同組合ジュニアクラブ	熊走 欣悟	石川県畳商工組合青年部

監 事	坂井 一明	石川県中古自動車販売商工組合青年部会	山本 憲宏	石川県燃糸青年連絡協議会
-----	-------	--------------------	-------	--------------

は新任の役員の方々（順不同）



春の勲章・褒章(会員関係)

平成12年春の勲章・褒章受章者が決定され、本会々員の関係では、次の方々がその榮譽に輝かれています。心からお喜び申し上げます。さらに、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

勲四等旭日小綬章

林 幹 人 (70歳) 功績：地方自治功勞

主要経歴：元 珠洲市長

現住所：珠洲市飯田町15部51番甲地

勲五等瑞宝章

波 多 義 雄 (74歳) 功績：環境衛生功勞

主要経歴：元 石川県麵類食堂環境衛生同業組合 理事長

現住所：金沢市小立野2 - 30 - 15

黄 綬 褒 章

植 村 章 英 (58歳) 功績：業務精励 (造園工事業)

主要経歴：現 (株)植宗園 社長

現住所：金沢市材木町19 - 3

藍 綬 褒 章

大 橋 昌 寛 (68歳) 功績：調停委員功績

主要経歴：現 調停委員

現住所：金沢市森山2 - 4 - 9

藍 綬 褒 章

土 井 正 人 (63歳) 功績：産業振興功績

主要経歴：元 石川県石油商業組合 理事長

現住所：金沢市中村町1 - 1

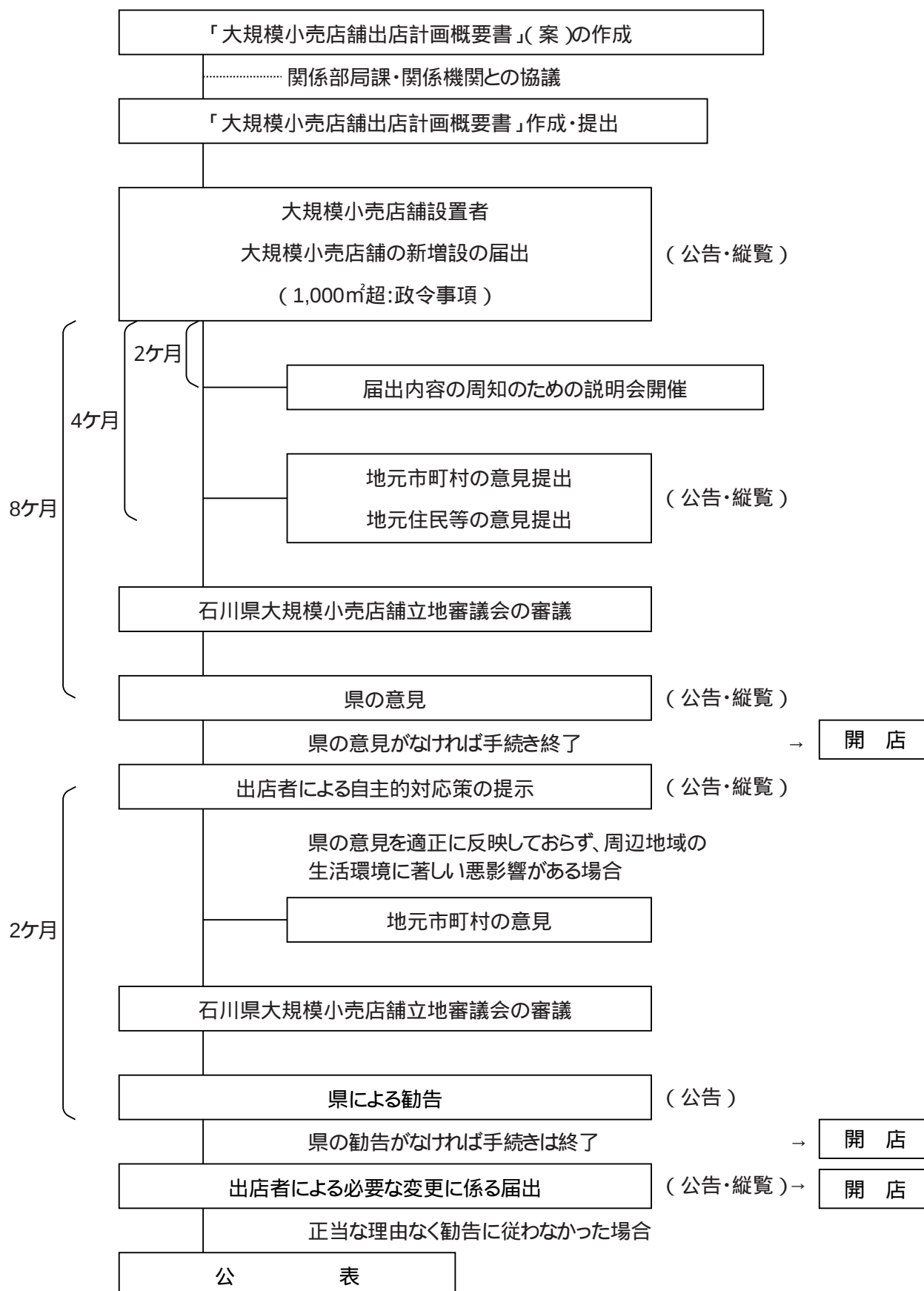
大規模小売店舗立地法について

平成12年6月1日より大規模小売店舗立地法が施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

1. 大規模小売店舗法及び大規模小売店舗立地法 比較表

項 目	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法	大 規 模 小 売 店 舗 法
主 な 目 的	大型店の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大型店設置者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図る。	周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図る。
対 象 と な る 大 型 店	店舗面積1,000㎡超	店舗面積500㎡超 1,000㎡未満は原則届出のみ
運 用 主 体	県（市町村の意見を配意）	国（店舗面積3,000㎡以上） 県（＃500㎡超～3,000㎡未満）
調 整 項 目	・ 駐車需要の充足その他による周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項（駐車・駐輪場・荷捌き施設の確保、交通安全、廃棄物減量化への配慮その他） ・ 騒音の発生その他による周辺の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項	小売業者の届出事項 ・ 店舗面積 ・ 開店日 ・ 閉店時刻（午後8時まで届出不要） ・ 休業日数（年間24日まで　＃　）
調 整 機 関	審議会 [条例で任意設置]	審議会 [国は必置、県は条例で任意設置]
審 査 基 準	・ 指針を勘案した上で当該店舗が周辺の地域の生活環境へ及ぼす影響 ・ 県の意見が適正に反映されず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがないか	・ 消費者利益の保護 ・ 周辺の中小小売業者及び商業集積への影響 ・ 当該地域の街づくり
審 査 期 間	10ヶ月程度	1年以内
行 政 処 分 等	勧告、公表	勧告、命令
意 見 の 提 出 等	・ 出店地市町村（必須：4月以内） ・ その他制限なし（任意：4月以内） [商工会議所及び商工会を含む]	・ 出店地商工会議所等（意見書提出） ・ 出店地市町村（任意：2月以内） ・ その他制限なし（2週間以内）
そ の 他	意見等を公告、縦覧	審議会、意見聴取会議は非公開

2．基本的な手続の流れ



平成12年度の石川県金融施策について

平成12年度の県の金融施策の大きな柱は、平成9年12月から実施しております「中小企業金融対策プログラム」であります。

このプログラムは、厳しい経営を強いられている本県中小企業に対し当面の運転資金の確保により経営の安定を図ることを目的に策定されたものです。プログラム策定当初は、取扱期限を平成10年3月までとしていましたが、その後も景気環境の改善が図られず、それ以降、取扱期限の延長を重ね、現在のところ平成13年3月までとなっております。

このプログラムの主な内容は、

県経営金融課と県信用保証協会に「金融相談窓口」を設置しております。このうち、県にはプログラム策定以来400件を超える相談が寄せられております。

また、県制度融資のひとつであり、売上減少を融資対象要件としている「緊急経営支援融資」の融資対象要件を緩和して、これまで売上減少率が対前年同月比（3月間）15%以上であったものに加え、売上減少率が15%未満の企業も新たに融資対象要件とする制度を創設しました。さらに、既存の制度（売上減少率15%以上）利用企業には、別枠として既存限度額3千万円に加え、1千万円を追加しております。

次に、県制度融資に係る償還猶予制度であります。企業の財務内容や保証人等の関係で新たな融資が受けられない企業に対し、一定の要件を満たせば県制度融資の元金（1年間）の償還を猶予するものであります。

ほかに、中小企業振興協会が実施している「設備貸与」と鉄工機電協会が実施している「延払設備貸与」の金利（年2.75%）に対し、0.5%の利子補給制度を実施しております。これにより、実質金利2.25%で設備の貸与を受けることができます。

このほかに、プログラム関連として、

県制度融資のひとつであり、経営革新や事業転換・事業多角化を図ろうとする企業を融資対象としている「経営革新等支援融資」の事業転換・多角化分も、プログラムの延長とともに取扱期限を延長しております。（平成13年3月まで）

さらに、これも県制度融資のひとつであります「創業者支援融資」に、本年4月から新たに「中高年齢者創業者支援分」（創業者支援融資一般利率 - 0.3%）を創設し、特に有効求人倍率が低率で推移している45歳以上の中高年齢者の創業を側面的に支援しております。

加えて、本年4月から「創業者支援融資」に係る認定については、利用者の利便性の向上を図る観点から県知事認定→商工会議所・商工会認定に改正しました。

また、その他の県制度融資で、知事認定が必要なもののうち、「経営革新等支援融資」と「地域商工業支援融資のうち、融資限度額に係る特認」については、県経営金融課だけでなく、本年4月から七尾市にある県中能登総合事務所（旧・七尾事務所）、輪島市にある県奥能登総合事務所（旧・輪島事務所）でも知事認定を受けることができるよう、利便性の向上を図りました。

合わせて、県制度融資に係る設備資金の要件を緩和しました。これまで基本的には、県制度融資では土地取得費を融資対象にしておりませんでした。ただし、例外的に県又は市町村、地域振興整備公団（能登中核工業団地）の造成する工業団地等に立地する場合

の土地取得費に限り融資対象としておりましたが、本年4月からこれに加え、工場立地法に基づく工場適地、中心市街地活性化法に基づき市町村が指定した地域についても土地取得費を融資対象といたしました。

また、設備投資関連制度についても、制度内容が大幅に改正されました。

国の制度改正に伴って、これまで県で直接貸付をしておりました「設備近代化資金」が「設備資金」に名称を変更し、実施機関も設備貸与と同一窓口の中小企業振興協会となります。業種・設備の指定は廃止されますが、対象従業員規模が原則100人以下→原則20人以上になります。なお、償還期間は5年→7年に延長されます。

「設備貸与」についても、「設備近代化資金」と同様に業種・設備の指定は廃止されますが、対象従業員規模が原則80人以下→原則20人以下になります。なお、償還期間は7年に延長されます。

県では、県単独制度である「特定貸与」も大幅に改正し、国の制度改正に伴って従業員規模で貸与対象とならなくなった企業のうち、21人以上50人以下の企業を貸与対象にいたしました。

また、県単独制度である「延払設備貸与」については、大幅な制度改正を行わず償還期間だけを国の制度と同様に7年といたしました。

以上が、「平成12年度の県金融施策の概要」であります。いろいろな制度があっても、中小企業の皆様に周知が図られなければ「宝の持ち腐れ」であります。特に、本年はそのような意味合いでは各種制度の広報の強化に努めてまいりたいと考えております。商工会議所・商工会へのパンフレット等の配布、制度説明会の開催、各種相談会への参加、新聞・ラジオなどの広報媒体の活用など、より一層、広報に努めてまいりますので、中小企業の皆様も県の金融施策に今後とも興味と関心をもっていただくとともに、利用できる制度を積極的に活用していただければ幸いです。

（主な照会先電話番号一覧）

- 県中小企業金融特別相談窓口（県制度融資・償還猶予等）
076 - 223 - 9194
- 県信用保証協会相談窓口（信用保証）
076 - 222 - 1522
- 中小企業振興協会（設備資金・設備貸与・特定貸与）
076 - 267 - 1140
- 鉄工機電協会（延払設備貸与）
076 - 268 - 0121

その他、お近くの商工会議所・商工会でも相談を受けております。
どうぞ、お気軽にご相談ください。

平成12年度の県金融施策の概要（主な改正点等）

1 中小企業金融対策プログラムの延長（平成13年3月まで）

金融相談窓口———県経営金融課、県信用保証協会

緊急経営支援融資——・一般分（3千万円）の別枠1千万円

・特別経営安定化支援分（売上15%未満の減少）

県制度融資の償還猶予（元金1年間）

設備貸与・延べ払いの利子補給（0.5% 実質損料2.25%）

2 プログラム関連

経営革新等支援融資の「事業転換・多角化支援分」の延長（平成13年3月まで）

創業者支援融資の中高年齢者創業者支援分の創設

・45歳以上———特別融資利率（長プラ - 0.1%） - 0.3%

・認定窓口の変更———県経営金融課→商工会議所・商工会

・利用者の利便性の向上

県制度融資の認定窓口の拡大

知事認定の必要な融資制度（経営革新等支援融資、地域商工業支援融資の特認分）の認定

県経営金融課 + 県中能登総合事務所総務企画部企画振興課（旧・県七尾事務所）

県奥能登総合事務所総務企画部企画振興課（旧・県輪島事務所）

・利用者の利便性の向上

県制度融資の設備資金の要件緩和（土地取得費）

県又は市町村、地域振興整備公団の造成する工業団地等（39か所）

+ ・工場立地法に基づく工場適地（61か所）

・中心市街地活性化法に基づき市町村が指定した地域（金沢市、小松市、七尾市）

3 設備投資関連制度の改正

設備近代化資金→設備資金に変更

・実施機関 県→県中小企業振興協会（設備貸与資金と窓口の一元化）

・対象業種 国指定業種（38業種）→原則指定なし

・対象設備 国指定設備（677設備）→原則指定なし

・従業員規模 原則100人以下→原則20人以下（特認1割50人以下）

・償還期間 5年うち、1年据え置き→7年うち、据え置き1年

設備貸与（県中小企業振興協会）

・対象業種 国指定業種（38業種）→原則指定なし

・従業員規模 原則80人以下（特認1割100人以下）→原則20人以下（特認1割50人以下）

・償還期間 4年半又は6年半うち、半年据え置き→7年うち、据え置き6か月

特定貸与（県中小企業振興協会）

・対象業種 県指定業種（15業種）→原則指定なし

・従業員規模 原則80人以下（特認1割100人以下）→21人以上50人以下

・償還期間 4年半うち、半年据え置き→7年うち、据え置き6か月

延払設備貸与（県鉄工機電協会）

・対象業種 機械金属、電機電子工業等に使用する設備→改正なし

・従業員規模 300人以下→改正なし

・償還期間 6年半うち、年度内据え置き→7年うち、据え置き1年

石川県制度金融の金利改正について

この度、県の制度金融の金利については、市場金利動向等に対応し、次のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

■ 制度金融金利一覧表 平成12年6月1日現在）

（単位：年率％）

制 度 名			現 行 (A)	改正後 (B)	変動幅 (B)-(A)
構造改革 支援融資 資金	地域産業集積特別融資		2.2	1.95	- 0.25
	新分野進出等円滑化融資 (新分野、事業転換・多角化、海外展開)		2.2	1.95	- 0.25
	地域商工業活性化融資	一般分	2.4 付保 1.9	2.15 付保 1.65	- 0.25 付保 - 0.25
		アクセス分	2.3 付保 1.8	2.05 付保 1.55	- 0.25 付保 - 0.25
		大型店 対策分	2.2 付保 1.7	1.95 付保 1.45	- 0.25 付保 - 0.25
		企業活性化 支援分	2.4 付保 1.9	2.15 付保 1.65	- 0.25 付保 - 0.25
		創業者支援融資	一般分、特別分	2.3	2.05
	中高年齢者		2.0	1.75	- 0.25
	ゆとり創造・女性雇用促進融資	ゆとり分	2.4	2.15	- 0.25
		女性分	2.3	2.05	- 0.25
経営安定 支援融資 資金	経営安定対策等融資	一般・特別	2.2 付保 1.7	1.95 付保 1.45	- 0.25 付保 - 0.25
	緊急経営支援融資 (一般分、特別分、特別経営安定化支援分)		2.2 付保 1.7	1.95 付保 1.45	- 0.25 付保 - 0.25
	地域中小企業特別支援融資		2.2 付保 1.7	1.95 付保 1.45	- 0.25 付保 - 0.25
	連鎖倒産防止・災害対策融資		2.3	2.05	- 0.25
	小口融資	一般	2.3	2.05	- 0.25
		特別	2.3	2.05	- 0.25
		季節	1.65	1.65	0.00
企業立地促進融資			2.2	1.95	- 0.25
バリアフリー施設整備促進融資			1.0	1.00	0.00
観光施設整備資金	一般	2.4	2.15	- 0.25	
	特別対策	2.2	1.95	- 0.25	
民宿整備資金			2.2	1.95	- 0.25
(参考) 環境保全資金	一般	2.2	1.95	- 0.25	
	特利	2.2	1.95	- 0.25	
石川県創造的中小企業支援融資			2.2	1.95	- 0.25

融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。

各市の中小企業金融制度一覧

- ・ 金沢市中小企業金融制度一覧
- ・ 小松市中小企業金融制度一覧
- ・ 加賀市中小企業金融制度一覧
- ・ 松任市中小企業金融制度一覧
- ・ 羽咋市中小企業金融制度一覧
- ・ 七尾市中小企業金融制度一覧
- ・ 輪島市中小企業金融制度一覧

金沢市中小企業金融制度一覧表

平成12年6月1日現在

(注)融資利率は、変更することがあり、融資実行時点の利率が適用されます。

	制 度 名	ご融資対象事業等	融 資 内 容			返済方法	容 率		担保・連帯保証人	取扱金融機関等	ご融資申込・受付先
			ご融資対象者	ご融資額限度(千円)	ご返済期間		利率				
産業振興資金	店舗流通施設近代化資金	店舗、流通施設の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに関連施設の設置の事業	中小企業者 (小売業、卸売業、飲食業など)	1企業 70,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (ほかに1年以内据置)	元金均等償 還	2.15%	金融機関の定めるところによります	商 工 中 金 北 國 銀 行 石 川 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 金 沢 信 用 金 庫 共 栄 信 用 金 庫 北 陸 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 能 登 信 用 金 庫 石 動 信 用 金 庫 福 光 信 用 金 庫 金 沢 中 央 信 用 組 合 不 動 信 用 組 合 大 野 信 用 組 合 さ く ら 銀 行	随 時 金沢市商業振興課 TEL(220)204 (公害防除施設資金については環境保全課) TEL(234)5122	
	旅館ホテル施設整備資金	旅館、ホテル、民宿の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに関連施設の設置の事業	中小企業者	1企業 200,000 (同 上)	13年以内 (同 上)						
	工場機械設備近代化資金	工業地域内の工場の新築、増築、改築および取得ならびに機械設備の設置の事業	中小企業者	1企業 100,000 (同 上)	13年以内 土地付15年以内 (同 上)						
	高度サービス業育成資金	産業の高度化に寄与すると認められる事業所の新築、増改築(改装を含む)ならびに関連施設の設置の事業	中小企業者 (ソフトウェア業、設計業など)	1企業 33,000 (同 上)	10年以内 (同 上)						
	共 同 施 設 資 金	事業の共同化のための共同施設の設置の事業	商店振興組合および事業協同組合等	1組合 200,000 (同 上)	13年以内 土地付15年以内 (同 上)						
	福利厚生施設整備資金	従業員のための福利厚生施設の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに関連施設の設置の事業	中小企業者	1企業 50,000 (総事業費の9/10以内)	10年以内 (同 上)						1.95%
	公 害 防 除 施 設 資 金	事業所から発生する公害を防除するための施設の設置の事業	中小企業者	1企業 100,000 (同 上)	10年以内 (同 上)						
特定設備資金	企業立地促進資金	特定事業所、先端技術工場および特定地区内の工場の新設、増設または取得の事業	企業者 (製造業など)	1企業 500,000 (総事業費の3/4以内)	15年以内 (ほかに1年以内据置)	同 上	1.95%	金融機関の定めるところによります	産業振興資金に同じ	随 時 金沢市商業振興課 TEL(220)204	
	市街地再開発事業 出 店 対 策 資 金	大規模市街地再開発ビルの床取得費入居保証金または内装費	中小企業者 および組合	1企業・1組合 50,000 (総事業費の9/10以内)	10年以内 (2年以内据置含む)						
	大型店対策店舗 近 代 化 資 金	特定地区内の店舗の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに関連施設の設置の事業	中小企業者 (小売業、一般飲食店など)	1企業 60,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (ほかに1年以内据置)						
	新 事 業 展 開 等 促 進 事 業 資 金	中心商店街への出店および製造業での事業転換、経営多角化事業などにかかる資金を融資し、商工業の活性化を図る	事業認定を受けた 中小企業者及び組合	1企業 50,000 1組合	10年以内 (1年以内据置含む)						
	伝統産業工房等整備資金	伝統工芸品の製作作業所の新築、改築(改装を含む)および増築ならびに機械設備の設置の事業	伝統産業従事者	1企業 20,000 (総事業費の3/4以内)	10年以内 (同 上)						
	機械工業構造改善事業貸付金 (機械貸与)	市内の中小企業を中心に鉄工業界の構造改善を図る	中小企業者	1企業 60,000 (特) 80,000	7年以内 (1年以内据置を含む)	貸付の翌年度から均等償還	2.75%	無担保・2名以上 機械の所有権は返済後 所有権移転	石川県鉄工機電協会	鉄工機電協会 TEL(268)0121	
経営安定資金	中小企業振興特別資金	長期事業資金を融資し、経営の安定を図る	中小企業者 および組合	1企業 30,000 1組合 40,000	6年以内 (1年以内据置含む)	元金均等償 還	1.95%	金融機関の定めるところによります	産業振興資金に同じ	随 時 取 扱 金 融 機 関	
	中小企業創業者支援資金	創業者のため若しくは、創業後経営の安定に必要な事業資金	創業を図り又は 創業して1年未満の 中小企業者	1企業 10,000	6年以内 (6ヵ月以内据置含む)		1.95%				
	季 節 資 金	季節的資金需要に対する融資の円滑化を図る	中小企業者 および組合	1企業 6,000 1組合 10,000	6ヵ月以内	分割または一括	夏 季 1.65%				産業振興資金に同じ ほか石川たばこ信用組合
	追 認 小 口 事 業 資 金	小規模事業者の融資の円滑化および迅速化を促進するため追認保証により融資する	従業員40名以内 (商業サービス業10名以内) の中小企業者	1企業 13,000	運転5年以内 (6ヵ月以内据置含む) 設備7年以内 (1年以内据置含む)	元金均等償 還	2.05% 信用保証料 年 0.5%	無担保・1名以上 信用保証必須	産業振興資金に同じほか 石川たばこ信用組合 第 一 勤 業 銀 行 富 士 銀 行 石 川 県 医 師 信 用 組 合 朝 銀 中 部 信 用 組 合	随 時 金沢商工会議所 TEL(263)161 森本商工会 TEL(258)0276	

小松市中小企業金融制度一覧表

平成12年6月5日現在

印は、県その他の団体の制度金融に協賛したものです。(注)利率については、変更することがあります。

	№	制 度 名	ご融資対象者	資金使途	融 資 条 件					取扱金融機関等	受 付
					限 度 額	期 間（据置期間）	利 率	担 保	保証人		
企業 向 融 資	1	中 小 企 業 立 地 促 進 資 金	中 小 企 業 者	事 業 資 金	40,000千円 （うち運転資金は20,000千円以内）	運 転 5年以内（6月以内） 設 備 7年以内（6月以内）	年 % 1.90	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 加 南 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 商 工 組 合 中 央 金 庫 だいしん信用組合	商 工 振 興 課 取 扱 金 融 機 関	
	2	中 小 企 業 立 地 促 進 資 金	中 小 企 業 者	設 備 資 金	1億円 又は（投資額×2/3以内）	機 械 設 備 7年以内 土 地 建 物 10年以内 （それぞれ1年以内）	2.05			商 工 振 興 課 取 扱 金 融 機 関	
	3	中 小 企 業 立 地 促 進 資 金	中 小 企 業 者	夏 季、年 末 年 始 の 季 節 資 金	3,000千円	6月以内	1.65			6月15日～8月14日（夏季） 11月15日～1月14日（年末年始） 取 扱 金 融 機 関	
	4	女 性 起 業 家 支 援 資 金	感 性 と 特 性 を 生 か し 事 業 を 行 う 女 性	事 業 資 金	10,000千円 （うち運転資金は5,000千円以内） ただし、事業費の4分の3以内	運 転 5年以内（6月以内） 設 備 7年以内（1年以内）	1.90			男 女 共 生 推 進 企 画 課	
	5	追 認 小 口 事 業 資 金	中 小 企 業 者 で 商 工 会 議 所 会 員 又 は、経 営 指 導 を 受 け て い る 者	運 転 資 金 設 備 資 金	小 口 13,000千円 追 認 特 別 小 口 10,000千円	運 転 5年以内（6月以内） 設 備 7年以内（1年以内）	2.05	無 担 保 1 名 以 上 （追 特 は 不 要）	商 工 会 議 所		
	6	石 川 県 企 業 立 地 促 進 資 金	県 の 指 定 す る 工 場 適 地 等 に 立 地 す る 企 業 で 雇 用 増、下 請 へ の 波 及 効 果 の あ る も の（県 外 企 業 の 立 地 に 限 る）	設 備 資 金	5億円 又 は（投資額×2/3以内）	10年以内（2年以内）	1.95	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	商 工 中 金、北 國、北 陸、福 井、石 川、 富 山 第 一、福 邦 銀 行、信 用 金 庫、信 用 組 合、 第 一 勧 業、さ くら、富 士、三 和 銀 行	石 川 県 商 工 政 策 課 企 業 立 地 推 進 室	
組 合 向 融 資	7	高 度 化 事 業 助 成 資 金	高 度 化 事 業 を 行 う 組 合	設 備 資 金	100,000千円 （総事業費・国、県融資額） ×80％以内	10年以内（6月以内）	2.05	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	組 合 の 役 員	商 工 中 金、北 國、北 陸、福 井、石 川、 富 山 第 一、福 邦 銀 行、北 陸、金 沢、 加 南、鶴 来 信 用 金 庫	商 工 振 興 課
	8	組 合 体 質 強 化 資 金	中 小 企 業 者 を 構 成 員 と す る 組 合 及 び 組 合 員	運 転 資 金 設 備 資 金	共 同 事 業 = 1 組 合 50,000千円 転 貸 事 業 = 1 組 合 員 10,000千円	運 転 5年以内（6月以内） 設 備 7年以内（6月以内）	2.05	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	商 工 中 金、北 國、北 陸、福 井、石 川、 富 山 第 一、福 邦 銀 行、北 陸、金 沢、 加 南、鶴 来 信 用 金 庫、だ い し ん 信 用 組 合	商 工 振 興 課	
	9	鉄 工 協 会 延 払 機 械 設 備 貸 与 資 金	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会 会 員	機 械 貸 与 資 金	60,000千円 特 認 80,000千円	7年以内（1年以内）	2.75	保 証 金 10％ 2 名 以 上	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会	石 川 県 鉄 工 機 電 協 会	
特 定 融 資	10	公 共 事 業 推 進 商 店 街 振 興 資 金	公 共 事 業 工 事 で 影 響 の あ る 商 店 街 の 商 店	運 転 資 金	1,000千円	3年以内（6月以内）	2.05	金 融 機 関 所 定 の 扱 い	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 福 井 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 北 陸 信 用 金 庫 金 沢 信 用 金 庫 加 南 信 用 金 庫 鶴 来 信 用 金 庫 だ い し ん 信 用 組 合	下 水 道 建 設 課	
	11	都 市 計 画 事 業 設 備 資 金	市 街 地 再 開 発 事 業、都 市 計 画 街 路 事 業 で 建 築 す る 者	建 築 取 得 資 金	15,000千円 但 し 費 用 の 40％ 以 内	耐 火 15年以内（6月以内） そ の 他 12年以内（6月以内）	2.05			都 市 計 画 課 駅 周 辺 整 備 課	
	12	公 害 防 止 施 設 整 備 資 金	中 小 企 業 者 又 は こ れ ら の 組 合	公 害 防 止 施 設 資 金	個 人、会 社 5,000千円 組 合 10,000千円	5年以内（6月以内）	2.05			環 境 企 画 課	
	13	防 火 設 備 等 整 備 資 金	消 防 用 設 備 を す る 者	消 防 用 設 備 資 金	10,000千円 一 定 施 設 20,000千円	5年以内（6月以内） 一 定 施 設 10年以内（6月以内）	2.05			消 防 本 部	
	14	中 山 間 地 住 宅 取 得 資 金	中 山 間 地 域 内 に 新 し く 居 住 し よ う と す る 者	住 宅 取 得 資 金	20,000千円 （ただし、事業費の3分の1以上は自己資金）	10年以内 （ただし、8,000千円を超える場合は10年以内の延伸）	3.50			建 築 住 宅 課	
	15	下 水 道 宅 内 工 事 促 進 資 金	汚 水 を 農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 へ 排 除 す る 為 の 便 所 等 の 改 造 資 金	改 造 資 金	1,600千円	5年以内	1.10	小 松 市 農 業 協 同 組 合	農 務 課		

- 追認小口事業資金 小松商工会議所内 中小企業相談所 TEL 0761 - 21 - 3121
- 石川県企業立地促進資金 石川県商工政策課 企業立地推進室 TEL 076 - 223 - 9189
- 鉄工協会延払機械設備貸与資金 (社)石川県鉄工機電協会 TEL 076 - 268 - 0121

小松市経済部商工振興課
TEL 0761 - 24 - 8074・8075(ダイヤルイン)

加賀市中小企業金融制度一覧表（その１）

平成12年 6 月 5 日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容					取扱金融機関	融資申込先 (受付期間)	担当課	
				限度額(千円)	期間(据置期間)	利 率	担 保	保証人				保証料率
商 工	小口事業資金 (県 と 協 調)	商工会議所若しくは商工会の 会員又はそれらの経営指導 を受けている者であって 小規模企業者（従業員40人 以内（商業・サービス業10 人以内））等	設備資金 運転資金	13,000 無保証人の場合 (従 業 員 20 人（ 商 業 ・ サービス業5人）以内) 10,000	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (6ヵ月以内)	2.05%以内	無 担 保	金融機関 所定の扱 いによる	0.5%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、加南 信用金庫、だいしん信用 組合、加賀信用組合、金 沢信用金庫	商工会議所を経由の うえ取扱金融機関 (随 時)	商 工 課
	新規開業事業 転 業 資 金	1年以上市内に在住し市内 においてこれから事業を新規 に開業又は転業しようとし する中小事業者で別に定め る要件を具備している法人 又は個人	設備資金 運転資金	10,000 (事業費の2/3以内)	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	2.05%以内	県信用保 証協会所 定による	2名以上 法人の場 合は代表 者の他2 名以上	0.7%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、加南 信用金庫、だいしん信用 組合、加賀信用組合、金 沢信用金庫の市内各支店 及び本店	商工会議所を経由の うえ取扱金融機関 (随 時)	
	組合強化資金	市内に事業所を置く商工会 議所の会員である組合並び に組合員	設備資金 運転資金	組合の共同事業に対する 融資 50,000 組合員に対する融資1組 組合員当り 20,000	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	2.14%以内	金融機関所定の扱い による	・ 組合は県信用保 証協会の保証を 付する ・ 組合員は県信用 保証協会の保証 又は加賀市転貸 資金保証協会の 保証を付する		北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、加南 信用金庫、だいしん信用 組合、加賀信用組合、金 沢信用金庫の市内各支店 及び本店、商工中金金沢 支店	取扱金融機関 (随 時)	
業 振 興 資 金	企 業 立 地 促 進 資 金	産業振興条例助成対象者 ア工業適地又は準適地に進 出する製造業者 イ市長が認める民間研究 所・情報サービス業者 ウ保養施設を事業とする者 エ高度化事業実施組合	設備資金	300,000 (事業費の2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.65%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱い による 信用保証一般枠 1.0%		北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、加南 信用金庫、だいしん信用 組合、加賀信用組合、金 沢信用金庫の市内各支店 及び本店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随 時)	商 工 課
		のほか、本市産業振 興に寄与するもの	設備資金	100,000 (事業費の2/3以内)								
		のうちの事業規模の大 きいもの [投資額20億円、新規雇 用50人以上]	設備資金	300,000	15年以内 (3年以内)	1.65%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱い による		北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、加南 信用金庫、だいしん信用 組合、加賀信用組合、金 沢信用金庫の市内各支店 及び本店	知事の認定書を添え て取扱金融機関 (随 時)	
		～ のうち県の地域 総合整備資金の貸付を受 けるもの [投資額30億円、新規雇 用100人以上]	設備資金	500,000								
		石川県企業立地促進融資 制度対象者 (県と協調)	設備資金	500,000 (事業費の2/3以内)								
商 店 街 振 興 資 金	地域商店の特性を活かす 商店街振興事業を行う振 興組合等 に係る組合員で卸 売・小売・飲食及びサー ビス業を営むもの	設備資金	100,000 (投下固定資産額の2/3以内) 30,000 (投下固定資産額の1/2以内)	10年以内 (2年以内)	1.65%以内	金融機関所定の扱い による	金融機関所定の扱い による 信用保証一般枠 1.0%	北國銀行、北陸銀行、福 井銀行、石川銀行、加南 信用金庫、だいしん信用 組合、加賀信用組合、金 沢信用金庫の市内各支店 及び本店	市長の認定書を添え て取扱金融機関 (随 時)			
		運転資金	30,000 10,000	5年以内 (1年以内)								

加賀市中小企業金融制度一覧表（その2）

平成12年6月5日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容					取扱金融機関	融資申込先 （受付期間）	担当課	
				限度額(千円)	期間(据置期間)	利 率	担 保	保証人				保証料率
商 工 業 振 興 資 金	製 造 加 工 業 振 興 資 金	日本標準産業分類大分類に規定する製造業者で、市内に事業所を有するもの	設備資金 運転資金	設備資金 30,000 （事業費の2/3以内） 運転資金 10,000	設備 7年以内 （2年以内） 5年以内 （1年以内） 運転	2.14%以内	金融機関所定の扱いによる		金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠 1.0%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、加南信用金庫、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内各支店及び本店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 （随時）	商 工 課
	中小企業構造 変革支援資金	経済の構造的変化への適応を図る中小企業者で次の要件を備えるもの 市内に事業所及び法人登記を有する法人 市内に事業所及び住所を有する個人	設備資金 運転資金	設備資金 30,000 （事業費の2/3以内） 運転資金 10,000	設備 7年以内 （2年以内） 5年以内 （1年以内） 運転	2.14%以内	金融機関所定の扱いによる		金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠 1.0%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、加南信用金庫、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内各支店及び本店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 （随時）	
	中 小 企 業 季 節 資 金	市内の中小企業者	運転資金	1企業 5,000	6ヵ月以内	1.65%以内	金融機関所定の扱いによる		---	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、加南信用金庫、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内各支店及び本店	取扱金融機関 〔益資金 6/15～8/31 年末資金 11/1～12/30〕	
	地域中小企業 特別支援資金 （県と協調）	最近の売上高等が、過去3年間の同期の売上高等に比べて減少している中小企業者で、市内で事業を実施するもの	設備資金 運転資金	設備資金 50,000 運転資金 20,000	設備 7年以内 （1年6ヵ月以内） 5年以内 （1年以内） 運転	1.95%以内 付保の場合 1.45%	金融機関所定の扱いによる		0.5%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、商工中金	商工会議所の認定書を添えて取扱金融機関 （随時）	
	地域産業集積 特 別 資 金 （県と協調）	市内で高度化等円滑化計画等を作成し、知事承認を受けた基盤的技術の高度化に資する事業を行っている者	設備資金 運転資金	80,000 （うち運転資金35,000）	設備 10年以内 （3年以内） 6年以内 （2年以内） 運転	1.95%以内	金融機関所定の扱いによる		0.7%	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、商工中金	知事の認定書を添えて取扱金融機関 （随時）	
	観光振興資金	旅館業者を構成員とする組合	設備資金 運転資金	設備資金 30,000 運転資金 15,000	設備 10年以内 （2年以内） 5年以内 （1年以内） 運転	2.05%以内	金融機関の所定の扱いによる		1.0%	商工中金金沢支店	取扱金融機関 （随時）	
	観 光 企 業 季 節 資 金	山代、片山津温泉の旅館業者を構成員とする組合	運転資金	5,000 10,000	1年以内	1.65%以内	金融機関の所定の扱いによる		---	商工中金金沢支店	取扱金融機関 〔益資金 6/15～8/31 年末資金 11/1～12/24〕	
	民宿整備資金 （県と協調）	県民宿協会の会員 県内で民宿を経営又は経営しようとする県民宿協会の推薦を受けた者	設備資金	10,000	10年以内 （1年以内）	1.95%以内	金融機関の所定の扱いによる		---	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、富山第一銀行、福邦銀行、信用金庫、信用組合、商工中金	取扱金融機関 （随時）	

加賀市中小企業金融制度一覧表（その3）

平成12年 6 月 5 日現在

	制度名	融資対象	資金使途	融 資 内 容						取扱金融機関	融資申込先 （受付期間）	担当課
				限度額(千円)	期間(据置期間)	利 率	担 保	保証人	保証料率			
勤労者福祉向上資金	勤 労 者 生 活 安 定 小 口 資 金	市内に居住する勤労者	生活資金	1,000	3年以内	2.9%以内	金融機関 所定の扱いによる	1名以上	未組織労働者 0.88%	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 （随時）	商 工 課
	育 児 休 業 資 金	育児休業取得者	生活資金	1,000	5年以内	1.4%以内	金融機関 所定の扱いによる	1名以上	未組織労働者 0.88%	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 （随時）	
	消 費 生 活 協 同 組 合 資 金	消費生活協同組合	事業資金	設備 運転 10,000 9,000	設備資金 7年以内 運転資金 1年以内	2.6% 1.97%	金融機関所定の扱い による		---	石川県労働金庫大聖寺支店	取扱金融機関 （随時）	
生活環境部関係	公害防止施設 整 備 資 金	公害防止施設を設置しようとする者	設備資金	10,000	10年以内 （1年以内）	1.93%以内	金融機関所定の扱い による		金融機関所定の扱いによる 信用保証一般枠	北國銀行、北陸銀行、福井銀行、石川銀行、加南信用金庫、だいしん信用組合、加賀信用組合、金沢信用金庫の市内の各支店及び本店	市長の認定書を添えて取扱金融機関 （随時）	環 境 課
他に 加賀市等が 実施している 融資制度	延 払 による機 械 設 備 貸 与 資 金	(社)石川県鉄工機電協会の 会 員 で 中 小 企 業 者	設備資金	1企業 60,000 (特認枠 80,000)	設備資金 7年以内 (貸与年度内)	2.75%以内 (利子補給 0.5%)	---	連帯 保証人 2名以上	保証金として対象 機械価格額の10% 相当額	(社)石川県鉄工機電協会	(社)石川県鉄工機電協会 (協会において定める期間)	商 工 課
	労 働 者 福 利 厚 生 貸 付 資 金	担保力の乏しい労働者 (未組織労働者)	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸 出限度額に同じ	生活資金 住宅資金 5年～25年以下	生活資金 8.90% 住宅資金 ～2.53%	---	連帯 保証人 1名以上	無担保 0.88%以内 有担保 0.18%以内	労 働 者 信 用 基 金 協 会	労働金庫	
	勤 労 者 貸 付 金	組織労働者	生活資金 住宅資金	指定金融機関の定める貸 出限度額に同じ	生活資金 住宅資金 5年～25年以下	生活資金 8.90% 住宅資金 ～2.53%	金融機関 所定の扱いによる	連帯 保証人 1名以上	---	労働金庫	労働金庫	

加賀市役所 産業環境部商工課 TEL0761-72-7905
環境課 TEL0761-72-7890

松任市中小企業金融制度一覧表

平成12年 6 月 9 日現在

制 度 名	融 資 対 象	資金使途	融 資 条 件					融資申込先
			限 度 額	返 済 期 間	利 率	返済方法	担保・保証人	
中 小 企 業 経 営 安 定 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者	(事業資金) 事業経営の安定及び合理化	1企業 1,500万円以内 1組合 1,500万円以内 (特認) 3,500万円以内	(運転資金) 5年以内 (据置期間6カ月以内) (設備資金) 7年以内 (据置期間1年以内)	年2.05%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中 小 企 業 特 別 支 援 融 資 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けている中小企業者で最近 3 か月又は 6 か月の売 上が前年又は 2、3 年前の同期に比較して減 少している者	(運転資金) 事業経営の安定及び合理 化 借替は不可	1企業 1,500万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
中 小 企 業 季 節 資 金	市内において引き続き 1 年以上同一の事業を 営んでいる中小企業者	(運転資金) 夏季及び年末年始の資金 需要	1企業 500万円以内	6カ月以内	年1.65%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関) 申込期間 夏 季 6/15 ~ 8/31 年 末 年 始 11/1 ~ 12/29
店 舗 近 代 化 資 金	商工会議所の会員若しくは経営指導を受けて いる中小企業者(卸売業、小売業及びサービ ス業を営んでいる者)	(設備資金) 店舗の新築、改築、増築 及び店内施設の設置事業 並びに顧客用駐車場(用 地取得費は除く)の整備	1企業 1,000万円以内	7年以内 (据置期間1年以内)	年1.85%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(商工会議所) 会頭の認定書を添えて取扱 金融機関
企 業 体 質 改 善 資 金	市内に事業所(製造業)を有し 1 年以上引き 続き同一事業を営む中小企業者	(設備資金) 機械設備の設置及び生産 設備を建設するもの	1企業 1,500万円以内 1組合 2,000万円以内 (いずれも総事業費の3/4以内)	7年以内 (据置期間1年以内)	年2.05%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市商工観光課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
勤 労 者 小 口 資 金	引き続き 1 年以上市内に居住し、同一事業所 に 1 年以上勤務する者で扶養家族を有すること	(生活資金) 生活の維持・向上に必要な 資金全般	1人 70万円	3年以内	年2.85%	元金又は 元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(取扱金融機関)
育 児 ・ 介 護 休 業 取 得 者 融 資 制 度	市内に居住し、育児介護休業を取得中又は取得 しようとする者で、育児介護休業期間終了 後、復職することが確実な者であり市税を完 納し育児介護休業に係る他の公的融資制度を 利用していない者	(生活資金) 育児介護休業期間中に必 要とする生活資金	1人 100万円	5年以内 (但し借入額が50万円以下 の場合は、3年以内)	年1.35%	元利均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関
誘 致 工 場 建 設 資 金 (一 般 分)	松任市における工場立地の促進に関する条例 第 3 条に定める企業又は市長が特に認める企 業の代表者	(設備資金) 基準内用地の取得費又は 基準内工場の新設若しく は増設	1企業 1億円以内 (総事業費の2/3以内)	10年以内 (据置期間2年以内)	年2.15%	元金均等 月賦償還	金融機関の取扱い	(市経済振興課) 市長の認定書を添えて取扱 金融機関

松任市役所 TEL076 - 276 - 1111

羽咋市中小企業金融制度一覧表

平成12年4月1日現在

制度名	ご融資対象事業等	融 資 内 容								
		ご融資対象者	ご融資額	融資期限	返済方法	利 率	利子補給額	担保・保証人	信用保証	取扱金融機関
羽 咋 市 経 営 支 援 融 資 お よ び 同利子補給金	羽咋市内に住所または事業所を有し、原則として、1年以上継続して同一の事業を営んでいる方。	最近の月平均売上（生産）額が過去3年間の同期の月平均売上（生産）額に比して一定割合（5%～）以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響を受けている方は、併せて利子補給金の交付を受けることも可能です。	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,500万円以内	運転資金 5年以内 （据置1年以内） 設備資金 7年以内 （据置1年以内）	元金均等 返 済	年2.2% た だ し、 毎 年 9 月 末 日 に 利 率 を 見 直 す。	融資額の 1%以内 （融 資 年 度 の み 適 用）	取扱い金融機 関所定による。	取扱い金融機 関所定による。 ただし、信用保 証協会の倒産 関連別枠保証 扱いを受ける 場合は、信用保 証制度に基づ く認定等が必 要です。	北 國 銀 行 羽 咋 支 店 北 國 銀 行 邑 知 支 店 北 陸 銀 行 羽 咋 支 店 石 川 銀 行 羽 咋 支 店 興 能 信 用 金 庫 羽 咋 支 店 能 登 信 用 金 庫 羽 咋 支 店

申込期間 平成13年3月31日まで

受付窓口

- 1、申し込み受付窓口は、取扱金融機関です。
- 2、申し込み用紙及び倒産関連中小業者の認定書用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
- 3、申し込み用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
- 4、その他、次の書類等が必要となります。
 - （イ）直近の決算書あるいは営業報告書
 - （ロ）印鑑証明（3ヵ月以内）
 - （ハ）住民票又は登記簿抄本（法人）
- （二）倒産関連中小業者の認定を受け、利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減少していることを証するもの
- （ホ）その他金融機関所定の書類

羽咋市商工観光課 TEL0767-22-1118

七尾市中小企業金融制度一覧表

平成12年4月1日現在

融資制度名	ご融資対象者	資金使途	融 資 内 容							
			限度額(千円)	貸付期間	利 率	返済方法	担 保	保証人	取扱金融機関	申込・問い合わせ先
追認保証小口事業資金	市内に事業所を有し、1年以上引き続き同一の事業を営んでいる小規模事業者。(中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	運転資金設備資金	13,000	運転5年以内 設備7年以内	2.30%	月賦償還 一括償還	要せず	1名以上		
特 別 小 口			10,000		保証料0.5%			要せず		
中 小 企 業 振 興 資 金	店舗改装資金	市内に引き続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者。(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	5,000	7年以内 (12ヶ月限度措置)	2.30%	月賦償還	必要により物的担保の徴求 県信用保証協会の保証に付する	1名以上	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 能 登 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
	観光施設整備資金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者。(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下。)								
	機械設備 近代化資金	市内に引き続き1年以上同一の業を営む工業者。(資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)								
	経営安定資金	市内に住所・事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者。(中小企業基本法2条1項に規定する中小企業者。)	5,000	5年以内 (12ヶ月限度措置)	2.30%	月賦償還 一括償還				
	共同施設 設置資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合。	30,000	10年以内 (12ヶ月限度措置)	2.30%	月賦償還 半年賦償還	商工中金 所定の取扱による	商工中金 所定の取扱による	商 工 中 金	商工中金金沢支店 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
	工場集団化 工場共同化	事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、企業組合。								
	店舗等 集団化資金	事業協同組合、事業協同小組合。(資本の額又は出資の総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)								
	商店街 近代化資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合。								
	小売商店舗 共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社。								
	辺地産業育成資金	市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者。県信用保証協会の保証対象業種。	5,000	5年以内 (12ヶ月限度措置)	2.30%	月賦償還	必要により 徴求県 信保の保証	1名以上	能登信用金庫	商工中金金沢支店 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
観光施設 整備資金	一般事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその業を営んでいるもの。	50,000	10年以内 (3年措置)	2.40%	月賦償還	取扱金融 機関所定 の取扱い による	取扱金融 機関所定 の取扱い による	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行 福 邦 銀 行 能 登 信 用 金 庫 興 能 信 用 金 庫 商 工 中 金	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所
	特別事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引き続きその業を営んでいるものであって、石川県地域総合整備資金の貸付けを受けるもの。	300,000	15年以内 (3年措置)	2.20%	月賦償還				

七尾市商工観光課 TEL0767-53-8424

輪島市中小企業金融制度一覧表

平成12年6月1日現在

制 度 名	ご 融 資 対 象 者	融 資 条 件						信用保証		取扱金融機関
		使 途	融資限度額(千円)	返済期間	融資利率(年)	担 保	保証人	付 保	保証料	
追 認 保 証 小 口 事 業 資 金	輪島商工会議所の会員又は経営指導を受けているもので、従業員40名以内(商業・サービス10名以内)であり市税を滞納されていない者	運 転 設 備	13,000 無保証人の場合 10,000	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内)	2.05%	原則として無担保	必 要	必 須	0.5%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行
輪 島 市 中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 (輪 島 市 制 度)	輪島市内において1年以上引き続き同一の事業を営み、商工会議所会員又は経営指導を6ヶ月以前から受けている中小企業者で、市税を滞納されていない者	運 転	5,000	5年以内 (据置5ヶ月以内)	2.05%	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	1.0%	北 國 銀 行 北 陸 銀 行 興 能 信 用 金 庫 石 川 銀 行 富 山 第 一 銀 行
			特別融資枠 2,000	5年以内 (据置12ヶ月以内)						
		設 備	10,000	8年以内 (据置8ヶ月以内)						
信 用 組 合 資 金 (輪 島 市 制 度)	零細企業者であって、市内において1年以上引き続き同一事業を営み、市税を滞納していない者	事 業	3,000	5年以内 (据置6ヶ月以内)	3.8%以内	金融機関所定の扱い	必 要	—	—	輪 島 信 用 組 合
石 川 県 民 宿 整 備 資 金	県民宿協会の会員 県内で民宿を営む者並びに民宿を経営しようとする者で、県民宿協会の推薦を受けた者	設備施設	10,000	10年以内 (据置1年以内)	1.95%	金融機関所定の扱い	必 要	任 意	1.0%	県指定金融機関

輪島市商工業課 TEL0768 - 23 - 1147

県内の情報連絡員報告

■ 3 月

製造業

* 食料品製造業（醤油製造業）

生産量は、前月比、前年同月比ともかなり減少した。出荷量は、逆に前月比、前年同月比ともにやや増加した。このため、在庫量は前月比で減少したものの、前年同月比ではかなり増加となっている。

* 繊維同製品製造業（ゴム入り織物製造業）

少量・多品種で手間は昨年以上にかかっているが、売上は前月より2割ダウンしており、かなり悪くなっている。

注文は短納期化が進み、品揃えしていないと他社に得意先をとられるケースもあり、例年の予測で在庫するようになってきた。

現在は得意先の仮発注があっても、納期にキャンセルされることが多くなってきた。

* 繊維同製品製造業（織物製造業）

絹分野では、集産地の大型倒産による信用不振が尾を引き、相変わらず売れ行きも不振で、非常に厳しい状況である。

インテリア織物、差別化衣料分野においては荷動きの活発化により受注の確保が進み、好転の兆しが見られる。

* 繊維同製品製造業（織物製造業）

前月の2機業場廃業に加え、当月は創業100年の老舗であった合繊織物1社と絹織物1社が休業（実質廃業）状態となった。

* 繊維同製品製造業（襦袢製造業）

絹襦袢は、大手商社などによるベトナムへの生産拠点の移転が進展化し、また製品輸入も急増しているため、稼働率の低下を招いている。

合繊襦袢は、衣料分野の悪化に伴い、受注量が大幅ダウンとなっている。

* 繊維同製品製造業（ニット製品製造業）

消費者の低価格志向と流通・小売業の海外生産製品の仕入拡大等により極度の受注不安に見舞われており、ここ1～2年で第2次オイルショック以来の企業の大整理・淘汰が進む可能性が日増しに高まっている。

* 繊維同製品製造業（織マーク製造業）

原糸及び整経加工等の売上高は前月比、前年同

月比ともやや増加した。

業界全体では、不況だと言いながらも生産及び売上が伸びている。

各社によって受注生産にバラツキがあり、一進一退である。

* 窯業・土石製品製造業（骨材採取販売）

出荷量は、対前年同月比生コン向け7.8%減、アスコン向け19%増、全体量では0.5%の減少となった。

対前年度比では、生コン向け7.6%増アスコン向け27%減、全体量では5.7%増加となり、これに伴う設備操業度も2.7%の上昇となった。

アウトサイダーによる顧客の減少や市況低迷が続くなか、金沢地区北部を中心に公共工事による需要上昇に支えられ、わずかに前年を上回った。

新年度は大型公共工事も本格的に施工する状況であり期待したい。

* 窯業・土石製品製造業（コンクリート製品製造業）

出荷量は、前月比では増加しているが、前年同月比では落ち込みとなっている。

市況については、需要低迷の中で依然として需要者の低迷志向が強く、対策に苦慮している。

* 窯業・土石製品製造業（瓦製造業）

例年の平常操業にもどった。

* 鉄鋼金属製造業（箔製造業）

依然として厳しい状況が続いており、好転の気配が感じられない。

* 鉄鋼金属製造業（鋳物製造業）

この四半期（1～3月）は、比較的にかではあるが受注が伸びてきている。その要因は、確かではないが景気に良い兆しが見えてきたのではないかと。

しかし、4月以降の受注は依然として見えていないのが現状であり、不安がある。

* 鉄鋼金属製造業（鋳鍛工業団地）

前月比において景気は緩やかに上昇しているように思われる。ただし、著しい変化は見られず、前月報告のとおり業種間ではもとより、同業種の企業間においてその格差が好転又は横ばいとなっている。

* 機械器具製造業（金属機械製造業）

全般的に仕事の量は増えてきているが、採算面

の改善は見られず、依然厳しい状況が続いている。そのため、企業間格差がかなりついてきているように思われる。

* 機械器具製造業（工作機械製造業）

売上は伸びないが引合件数が増加傾向にある。受注高は、競争の激しさから一段と厳しい状況にあり、そんな状況下においても利益を出せるような工夫が求められている。

* 機械器具製造業（鉄工団地）

仕事の量は安定的ではないが、若干増加傾向にある。コスト競争力の強化が一段と強く求められており、苦慮している。

* その他製造業（漆器製造業）

ギフトを中心とした近代漆器は、依然として厳しい状況にあり、回復の影すら見えず、益々悪化している。木製を中心とした伝統漆器は、下げ止まりとなり今後に期待を寄せている。

非製造業

* 卸売業（水産物卸売業）

例年どおりの対前月季節的增加を見込んでいたが、今年の伸びは低く、わずか8%程度にとどまった。従って、対前年も95.3%と減少し、長い経営悪化が続く。

* 小売業（石油販売業）

ドバイ原油が、昨年2月の1バレル10ドル割れから11月には25ドル目前に迫るという波乱の展開となった。昨年4月より続けられているOPECの大幅減産が、原油市況の上昇につながり、半年間で2倍以上に急騰する事態はかつての石油危機にも匹敵し、「ミニオイルショック」ともいえる状況となった。これが、元売各社の仕切価格の値上げにつながり、各企業は値上がり分の転嫁に努力するも、低価格に陥った市況の底上げを完全に達成できないまま新年度を迎えることとなった。経営の圧迫から、廃業する企業や給油所の閉鎖が加速する恐れがある。

* 小売業（衣料販売業）

例年の春めいた天候が少なく、気温も寒く初旬、中旬と苦戦であった。また、前年同月は地域商品券発行による売上もあったが、本年は軒並みに前年比ダウンの傾向にあった。

* 小売業（電器小売業）

天候不順による売上不振と、単価ダウンによって益々経営内容が悪化の一途を辿っている。

* 小売業（鮮魚販売業）

地元量販店中心にやや景況も落ちついた感があるが、期末を控え在庫調整を進めるため、本当のところが掴み難い面もある。この時期、人事異動や入学、入社などが景気に反映することを期待したい。

* 小売業（共同店舗）

売上予算達成率105.2%、前年比102.8%ともに超過達成した。業種別では、服飾・生活雑貨・飲食・サービスの部門が好調であった。企画では、誕生祭（開店周年祭）が好調に推移した。

* 商店街（近江町）

結婚式のシーズンを迎えたが、得意先のホテル・会館の間でも忙しくなるところとそうでないところが二極分化してきている。従って、今後景況が回復に向かった場合でも、まだら模様の回復局面になると思われる。今後は、得意先選別の眼力をとわれるようになると思われる。

* 商店街（横安江町）

いちょう館5周年記念イベントの実施が成功裡に終了し、来店客の増加をもたらした。業況は、不変だがやや好転の兆しも感じられる。4月には花祭りイベントを企画し、集客に努める予定である。

* 商店街（尾張町）

年度末には、弛まず営業する老舗の強みのせいか日頃の固定客、官公庁からの引合があり、売上が例年並となった。

* サービス業（温泉旅館業）

回数当たりのレジャー費が減少しており、今後利用料金の減額は否めない。短期戦略の有効な結果がでず、ギリ貧状況の感が強い。北陸挙げてのキャンペーンが必要と思われる。

* サービス業（自動車整備業）

継続検査については、平成11年度は順調に前年対比平均で103.9%増加で推移し、継続率でも年間平均83%の高い率でユーザーが車検を受検している。一方、新規登録車については平成11年度実績（登録車は前年対比94.9%、軽自動車は前年対比

113.3%、平均100.4%)であり、未だ回復基調がみられない状況である。

* サービス業（クリーニング業）

売上は、前月比20%増、前年比4%減となった。
3月はいつまでも寒く、冬物の出が遅れている。
クリーニング業界は、これからが繁忙期となる。

* 建設業（総合建設業）

建設工事の受注高は、前年同月比16%の減少となった。

民間工事では、土木62.8%減、建築36.1%増となっており、全体としては26.6%の減少であった。

官公庁では、土木21.7%減、建築106.7%増となっており、官公庁工事全体としては11.7%減少となった。（官公庁工事では、土木工事の割合が大きい。）

* 建設業（鉄骨工事業）

昨年の都道府県別鉄骨需要からみると、石川県は100,800トンと一昨年に比べて35%増となっており、全国の上に位置付けられているが、受注金額が安く、売上の上昇に結びつかないところが難点で、厳しい単価からなかなか抜けきれない。

* 運輸業（トラック運送業・金沢市）

景況は、前年同月より更に悪化している。

公共投資の下支えにより建設資材運搬のみがやや活況であるが、燃料の高騰が痛い。

* 運輸業（トラック運送業・小松市）

対前年、前月比ともに売上は増加し、収益、資金繰りもやや好転の傾向にある。

決算月の影響もあったが、総体的に荷動きが上向きに転じたと思われる。

長い間控えていた車両の入替、代替投資も少しずつ上向いてきた。

従来、返路貨物の確保に苦労していたが今月はほとんど確保されたようである。

* 運輸業（ハイタク業・金沢市）

運賃収入の前年実績割れが続いているが、減少幅が小さくなり横ばいに近い実績となった。輸送人員は少し増えたが長距離が減っている。

タクシーの規制緩和は、「需要調整規制とリンクした免許制」から「安全輸送などの資格要件をチェックする営業区域ごとの許可制」に緩和される。また、運賃規制は、事業者が多いため個別運賃を設定すると利用客に混乱が生じることになり、許可制を継続することになる。これらは、5月中に成立、平成13年後半には実施される見通しで、これからは様変わりするタクシーの誕生に厳しく対応していくことが求められている。

■ 4 月

製造業

* 食料品製造業（パン製造業）

廃業する者もでてきており、かなり厳しい状況となっている。

* 食料品製造業（醤油製造業）

生産量は、前月比かなり増加したが、前年同月比では逆にかなり減少した。

出荷量も前年比では増加したものの、前年同月比ではやや減少した。

在庫量は、前月比、前年同月比ともやや減少となった。

* 繊維同製品製造業（ゴム入り織物製造業）

前月同様かなり悪い。

少量、多品種の注文を受けるために、欠品等を他組合員から融通してもらっているのが現状で、先行きが全くよめない状況となっている。

* 繊維同製品製造業（織物製造業）

インテリアカーテン織物、ドビージャカード織物等トレンド商品の受注が増えており、今後とも

持続、発展すべく新商品の開発に取り組む企業がみられる。

しかしながら、為替格差の増大による輸入攻勢、消費者最優先、国境のない世界経済競争、特に韓国製品との競合は激化しており、厳しい採算性等不安材料も多い。

* 繊維同製品製造業（燃系製造業）

絹燃系は、完全輸入により市場では安物が流出し、特に先染産地を中心に稼働率も低下しており、厳しい状況が続いている。また、企業間格差も広がり、先行き不透明感が強い。

合繊燃系は、輸入増大により受注量が大幅にダウンしている。

* 繊維同製品製造業（ニット製品製造業）

輸入品の増大により国内生産は縮小し、小ロットのクイック生産が常態化してきた。加えて主力の婦人・洋品カジュアル衣料等は天然繊維志向、スポーツ衣料は布帛志向が強いため、ニット業界は第2次オイルショック以来の不況下に置かれている。

早期の輸入対策を行政へ要望したい。

- * 繊維同製品製造業（織マーク製造業）
原系の売上高は、前月比ではやや減少したが、前年同月比では大幅な減少となった。
整経加工の売上高は、前月比、前年同月比とも大幅な減少となった。
業界全体では、大型衣料スーパーの行き詰まりや国内縫製工場の閉鎖などにより先行き不透明となっており、受注、生産とも稼働率が大幅に低下している。
- * 木材・木製品製造業（金沢地区）
関係業者の倒産（２社）、他県からの安売り攻勢、瑕疵保証、性能保証等多数の問題を抱え、業界は苦難の時期を迎えている。
- * 窯業・土石製品製造業（骨材採取販売）
出荷量は、対前年同月比生コン向け19.2%、アスコン向け28.4%、全体量20.9%といずれも増加となった。
今年度は、県庁新庁舎、志賀原発２号機関連の工事に伴う出荷増を期待している。
- * 窯業・土石製品製造業（生コンクリート製造業）
第一四半期の見通しは、金沢周辺では順調な出荷が見込まれるが、他地区では減少傾向と推測される。
- * 鉄鋼金属製造業（箔製造業）
前月と同様、依然として厳しい状況が続いており、特に変化はみられない。
- * 鉄鋼金属製造業（鋳物製造業）
年度末の好況が続かず、また厳しい状況に戻った感がある。
工作機械、自動車及び公共事業等に関するものは、それなりに受注が続いているものの、他は目立った動きはみられない。
当月は、１社が廃業となり、先行きは未だ不透明となっている。
- * 鉄鋼金属製造業（鋳鍛工業団地）
前月と同様に景気は緩やかに回復基調にあると思われる。
ただし、企業間格差が拡大しているのが現状で、先行きに不安感をもっている経営者が多い。
- * 機械器具製造業（工場団地）
雇用人員は、前月比増加しているが、売上への影響はない。
- * 機械器具製造業（繊維・一般機械製造業）
主要受注先である繊維機械メーカーの織機の生産は、２月から500～600台のペースに回復（１月までは300台前後）しているが、この状況は秋ま

で続く見通しである。しかし、発注工賃は依然として大変厳しい状況である。

設備操業度の上昇に伴って、工具、材料の調達費用も増加している。

- * 機械器具製造業（金属製品・機械器具製造業）
電子部品、精密鋳造等で一部受注増加の傾向も見られるが、業界全体としては依然として低迷の状況が続いている。
 - * 機械器具製造業（工作機械製造業）
前月比、前年同月比とも軒並み減少・低下・悪化となっているが、業界を取り巻く背景は、自動車産業が中心となっているため、自動車業界の統合・合併等再編による構造不況は当分覚悟する必要がある。
 - * 機械器具製造業（鉄工団地）
繊維機械、工作機械ともに生産が増えつつある。ただし、仕様が多様なため小ロット手配が目立ち、相変わらず短納期、緊急品が多い。
一部特殊材、特殊部品の入手に苦労しており、それらの調達ロスが納期、コスト等へ影響を与えている。
-
- ## 非製造業
- * 卸売業（原系織物卸売業）
正絹織物の主要集散地である京都では倒産が続出し、市場が混乱状態となっている。
化合織は、一時ほどの勢いはないが、比較的順調に推移している。
 - * 卸売業（水産物卸売業）
対前年及び対前月ともにわずかな減少となったが、前年同月及び前月は特に悪い状況であったため、減少傾向はとどまらず、今後の見通しは不透明である。
 - * 卸売業（卸団地）
景気回復は、情報通信関連のみの感があり、地方の流通業界ではその気配は感じられない。
 - * 小売業（石油販売業）
小売での底値は少々値上がりしたが、元売仕切価格の値上げ分をカバーできるまでには至っていない。
官公庁からの引合いも低水準のままである。
 - * 小売業（衣料販売業）
地元衣料品業界は、消費不況だけでなく、過剰店舗、安易な安売り、商品力の低下、過大在庫等による苦境に拍車が一層かかっている。

* 小売業（電器小売業）

パソコンの売上は好調であるが、全体では横這いで推移している。

単価ダウンによる収益の低下、大型店出店による消費者動向の変化が堅調に見られる。

家電メーカーのインターネットによる商取引の実施により、流通を跳び越えた消費者との直接取引引きが急速に進み、今後の小売業、流通のあり方が問われる状況となっている。

* 小売業（鮮魚販売業）

百貨店、大手量販店の業況が、引続きマイナス数値を示しているが、我々小売業界では、何とか現状維持できるかどうかという状況である。

* 小売業（共同店舗）

当月は、前年実績を超過達成（対前年比102.6%）した。この要因としては、営業日が前年よりも1日多いこと、近隣大型店閉店の影響があげられる。

業種別前年比では、生活雑貨118.1%、サービス100.1%が好況であるが、ファッション98.9%、服飾96.6%、食品91.4%及び飲食99.5%は前年実績を下回っている。

* 商店街（近江町）

連休中の観光客数は、団体客に限って言えば前年比半減となっており、少人数グループの旅行が増えてきている。

観光客向けの料理、おみやげ物店では、旅行代理店へ支払うマージンが例年より引上げられ、売上減と相まって経営状況が悪化している。

* 商店街（横安江町）

別院との協賛による花まつりイベントの実施及び組合直営のお好み焼き店の開店により、商店街への来街者が増えた。

今後は、近隣地区との合同イベント等の実施により積極的に来街者の増加を図りたい。

* 商店街（尾張町）

例年ほど年度初めの盛り上がりはないが、固定客、常連客により基本的な売上だけは確保できた。

* サービス業（温泉旅館業）

利用客数、売上は、落ち着きつつあるが、利用単価の減少が続いており、まだ予断を許す状況ではない。

* サービス業（自動車整備業）

平成12年度の継続検査対象台数は、422,376台（登録車312,806台、軽自動車109,570台）が予想されている。

4月の実績は、対前年比100.5%（登録車は前

年対比99.0%、軽自動車は前年対比105.1%）となっており、登録車の継続検査は平成9年4月から消費税5%が導入されて以来、前年を下回る結果となっている。

* サービス業（クリーニング業）

売上は、前月比15%増、前年比5%減となった。一般クリーニング品は、繁忙期に入り冬物が増加している。

ホテル、旅館に関するクリーニング品は、減少している。

* 建設業（総合建設業）

受注高は、前年同月比14.7%減となった。

民間工事では、土木29.6%減、建築50.1%増であり、全体では21.9%増となった。

官公庁工事では、土木16.7%減、建築55.4%減となり、全体としては23.6%減となった。

* 建設業（鉄骨工事業）

石川県では大型プロジェクトが始動し始めたようであるが、当月の需要は、適正需要ラインの25,000トン/月には遠く及ばなかった。

ジリ貧傾向からの早期脱出と受注増加を期待したい。

* 運輸業（トラック運送業・金沢市）

中小運送業者は、一向に景気の回復を感じることができない。

大手荷主からは、運賃引下げの要望が強く、中小零細荷主は、貨物量が減少し小口化している。

引続き燃料価格が上昇しており、収益状況が悪化している。

* 運輸業（トラック運送業・小松市）

売上は、前月比減少となったが、土木関連、引越し、宅配貨物は比較的順調であった。

依然として建設機械、間仕切、繊維関係の伸びはない。

今後も現状のままで推移すると思われるので、組合員間の連携を密にし、全国の同業協組の協力を得ながら、組合員企業の稼働率の向上に努めたい。

* 運輸業（ハイタク業・金沢市）

収益面は、対前年比98.9%となっており、各社3～4名の人材不足が影響している。

長引く景気低迷のなかで、タクシーの自由化は平成13年実施を前提として審議が重ねられているが、供給過剰に対する緊急調整措置の歯止め策、運賃下限規制（認可制）を含め、適時適切な運用を望みたい。大競争時代の到来に、存亡をかけて取り組む必要がある。

平成12年度 中央会事務局体制

- 専務理事 河内 宏
- 事務局長 (担当業種：農林水産業)
寺澤 宏
- 事務局参事 (担当業種：出版・印刷・同関連産業、協業組合、商工組合)
上田 滋範 【主な担当事業】
 - ・全国大会
 - ・協同組国際化推進事業
 - ・中央会21世紀アクションプログラム策定事業
 - ・企画調整事業（組織委員会）
- 事務局次長 (担当業種：信用組合、協同組合連合会)
(総務担当) 吉川 達彦 【主な担当事業】
(兼)企画情報課長
 - ・共済推進事業
 - ・企画調整事業（企画委員会、総務委員会）
- 事務局次長 (担当業種：異業種組合、企業組合)
(指導担当) 平良 亘 【主な担当事業】
 - ・巡回指導計画
 - ・多角的連携事業(指導強化、組織指導、組織開発支援)
 - ・組合女性部強化支援事業
 - ・企画調整事業（経済委員会）
 - ・経営改善指導事業
- 総務課 (担当業種：環境衛生同業組合、その他)
 課長 中村 吉孝 【主な担当事業】
 係長 保志場千秋
 係長 高邑 俊生
 主事 元木 康博
 主事 遠藤 正樹
 - ・各種共済制度
 - ・職員服務、給与、庶務一般
 - ・予算、決算、補助金、会計
 - ・総会、理事会、監事会、表彰
 - ・調査研究事業(組合実態調査、金融の手引き)
 - ・指導員職員資質向上等研修事業
 - ・人材養成事業
 - ・厚生事業（ゴルフ大会等）
- 企画情報課 (担当業種：運輸・通信、木材、家具、紙、窯業・土石、金融、保険、不動産)
 課長 吉川 達彦 【主な担当事業】
 係長 深見 正裕
 係長 見谷 貴夫
 - ・組合活性化情報、中央会会報等発行
 - ・組合指導情報整備事業
 - ・資料収集加工事業

- ・組合青年部事業
（活動推進、講習会、研究会、強化支援等）
 - ・情報創造化発信強化支援事業
 - ・情報化推進研修事業
 - ・情報連絡員、景況調査
 - ・制度金融普及事業
- 指導 1 課 （担当業種：繊維、衣服、金属、機械、伝統産業、食料品製造、その他製造）
- 課長 広沢 昇一
係長 岩倉 和博
- 【主な担当事業】
- ・集中指導事業（地域産業おこし、融合化）
 - ・活路開拓調査事業（一般枠）
 - ・情報化促進企画調査事業
 - ・組合情報ネットワーク化事業
 - ・組合情報ネットワーク現地指導事業
 - ・管理者等講習会、小企業者組合特別講習会
 - ・官公需資料作成普及事業、官公需懇談会
 - ・組合研究集会、モデル組合助成
 - ・小規模、産地組合振興対策
 - ・組合交流促進事業
 - ・経営改善指導事業
- 指導 2 課 （担当業種：小売業、商店街振興組合）
- 課長 西 祥一郎
係長 吉田 貴
主事 表 真美
- 【主な担当事業】
- ・集中指導事業（特定分野）
 - ・活路開拓調査事業（一般枠、リフレッシュ枠）
 - ・融合化研究開発事業
 - ・中小商業活性化支援指導事業
 - ・高度化推進事業
 - ・個別専門指導
 - ・事業協同組合実態調査
 - ・組合特定問題研究会
 - ・中小商業対策
- 指導 3 課 （担当業種：卸売業、サービス業、建設業）
- 課長 河村 幸信
係長 古谷 瑞木
主事 梶川 嘉彦
- 【主な担当事業】
- ・組合マーケティング強化対策事業
 - ・中小企業イメージ改善促進対策事業
 - ・労働環境改善フィージビリティ調査事業
 - ・組合自主研修
 - ・中小企業雇用創出支援事業
 - ・集中指導事業（構造改革）
 - ・組合特定問題懇談会
 - ・労働事情実態調査
 - ・環境対応事業
 - ・労働指導事業

第52回 中小企業団体全国大会のご案内

来る10月19日(木) 第52回中小企業団体全国大会が岩手県で開催されることになりました。
 本会といたしましては、全国大会をメインとした2泊3日のコースを企画いたしました。

- 期 間 平成12年10月18日(水)～20日(金)
- 大会開催期日 平成12年10月19日(木) 午前10時15分より
- 開催場所 岩手産業文化センター「アピオ」
- 行 程 2泊3日

月 日	コ ー ス
10/18 (水)	金沢・地場産業振興センター＝金沢駅・小松I.C.＝[北陸・名神]＝一宮I.C.＝名古屋空港 ⇄ 7:00 7:15 7:40 10:30 (JAS453)⇄花巻空港＝昼食＝宮沢賢治記念館＝盛岡手づくり村＝繋温泉 11:20 12:30 13:40 13:50 14:30 15:20 16:30 17:00
10/19 (木)	繋温泉＝岩手産業文化センター「アピオ」第52回中小企業団体全国大会参加/昼食＝滝沢I.C. 8:30 9:30 10:15 13:00 ＝平泉前沢I.C.＝中尊寺＝達谷窟・毘沙門堂＝花巻温泉 14:30 16:00 16:10 16:40 17:30
10/20 (金)	花巻温泉＝梶鼻溪＝一閑I.C.＝大和I.C.＝瑞巖寺・五台堂/昼食＝仙台空港 ⇄ 8:00 9:30 11:00 13:00 14:00 14:50 (ANK312)⇄小松空港＝小松I.C.＝[北陸自動車道]＝金沢駅・地場産業振興センター 15:45 16:50 17:30 18:10 18:30

[バス＝飛行機⇄]

* 旅程については、事情により変更することがあります。

宿泊先 18日 ホテル愛真館〔岩手県盛岡市繋字塗沢40-4〕 TEL(019)689-2111
 19日 ホテル千秋閣〔岩手県花巻市湯本〕 TEL(0198)27-2111

平成12年度 協同組国際化推進事業(海外視察研修)のご案内

本年度は、極東ロシア(ハバロフスク、ウラジオストク)の現地合弁企業等を視察研修することになりました。視察日程については下記のとおりです。

- 期 間 平成12年8月21日(月)～8月24日(木)
- 行 程 3泊4日
- 参加費用 175,000円(お一人様、2名1室利用)

月 日	コ ー ス
8/21 (月)	金沢＝新潟AP⇄ハバロフスクAP＝夕食＝ホテル(ハバロフスク泊) 9:00 13:30 15:30 19:25 20:00 21:00
8/22 (火)	ホテル＝露日合弁企業「ボストークメタル」視察研修＝ハバロフスク州政府表敬訪問＝昼食 8:30 9:00(アルミ屑、鉄屑のリサイクル加工、輸出)11:00 11:20(州政府高官との面談)12:00 ＝ハバロフスク市内視察＝ホテル(ハバロフスク泊) 14:00(レーニン広場、赤軍博物館等)17:00 17:30
8/23 (水)	ホテル＝アムール川展望台、ハバロフスク市内視察＝ハバロフスクAP⇄ウラジオストクAP昼食＝ 8:30 9:00 11:00 午前 沿海州州政府表敬訪問＝ロシア企業「ザーリヤ」視察研修＝ウラジオストク市内視察＝ホテル(ウラジオストク泊) 14:00(州政府高官との面談)14:30 14:45(縫製工場)17:00 17:00(鷹ノ巣展望台)18:00 18:30
8/24 (木)	ホテル＝ウラジオストク市内視察＝昼食＝ウラジオストクAP⇄新潟AP＝金沢 8:30 9:00(潜水艦C-56博物館、郷土資料館、海軍博物館等)11:00 12:50 14:50 14:15 14:40 19:00

[バス＝飛行機⇄]

* 時刻については予定であり、視察先及び輸送機関等の事情により多少変更を伴う場合があります。

予定ホテル ハバロフスク/アメジストホテル
 ウラジオストク/アクフエス西洋

個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

TEL 076 - 267 - 7711 担当 指導2課・表まで

= 日 程 =

開催日	時間	内 容	専 門 相 談 員
7月12日(水)	10:00 ~ 12:00	税務・経営相談	税 理 士 坂 井 昭 衛
8月21日(月)	13:00 ~ 15:00	法 律 相 談	弁 護 士 久 保 雅 史

= 場 所 =

金沢市戸水町イ80番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室